

條。けれども例へば映画事業に於て「刺戟の手段」(Mittel des Ansporns)を使用するのを缺かな
 5 (之につゞいての一般的論述は第十六節の(一)を参照せられたい)。蓋し映画事業にあつては映画
 検閲局は「國家政策的に貴重な」とか、「藝術的成人教育的」とか云つたやうな公に利用すること
 の出来る標語を以て、特に喜ぶべき業績に贈ることが出来るからである。――

(五) 参考書の検討。

Hans Schmidt-Leonhardt, Die Reichskulturkammer, im Sammelwerk „Grundlagen, Aufbau und Wirtschaftsordnung des nationalsozialistischen Staates“, Heft 20 (1938) ; 是は確實な、内容の豊富な概観である。―― GerhardMenz, Der Aufbau des Kulturstandes 1938. 是は小さな通俗的な書物で卷末に條文が附して居る。――部分的分野に關しては、Dressler-Andress, Die Reichsrundfunkkammer (Schriftender Hochschule für Politik), 1935. ――尙専門の雑誌には多くの論文がある。

第四十一節 獨逸労働戦線

(一) 特徴

「獨逸労働戦線」(Deutsche Arbeitsfront)は唯一の獨逸な組織であつて、語の最も高調した意味に於て獨逸國民にふさはしいものとなつた。此の組織は他に比類を見ないものである。即ち其の包含する人員は舊獨逸國民丈で二千萬を超え、尙其の背後には之に附隨する家族を存する。獨逸労働戦線は

四百萬の經營の世話をして居るのであるし、約二百萬の同胞が名譽職として其の勤めにいそしんで居る。其の分擔金としては毎年約四億五千萬ライヒスマルクの收入がある。是等の尨大な數字を超越して設立令の第二條には國民の全體を引くるための目標が定められてある。「獨逸労働戦線の目的とする所はすべての獨逸國民の現實の民族協同體並に業績協同體 (Volk- und Leistungsgemeinschaft) を組織するに在り。獨逸労働戦線は各個人が最高の業績を擧ぐることを得しめらるゝ、丈の精神的及肉體的の狀態に於て、従つてまた民族協同體にとつて最大の利益を保障するに足る丈の精神的及肉體的の狀態に於て、民族の經濟生活の間に其の地歩を占むることを得るやう配慮することを必要とす」(第二十九節の二の(6)を参照)。

果して然らば獨逸労働戦線なるものは、以上に述べた検討の意味に於て一つの「職能團體」たるものなのであるか。學說中には時に獨逸労働戦線を以て一つの職能團體的組織體たるものとして表示して居るのを見かけるのであるが、併し獨逸労働戦線を一つの職能團體と見るのは的確でない。之を以上に於て幾度も使用されたやうに「大職能團體」(Grossstand)として稱するのですらも、適當しないやうに思はれる。獨逸労働戦線は寧ろ一つの職能團體以上のものとして理解されることを必要とするのであり、當初からしてすべてのものに適用され、頭腦の労働者にも、手先の労働者にも、商業にも、手工業にも、都會の人間にも、農村の人士にも、企業者にも、従業者にも、一樣に適用することが出来るのである。されば民族の職能團體的區分を觀察するのと關聯して、民族全體を職能團體的に活氣付

けることの最後の仕上として、之を考察して差支あるまいと思ふ。

之を歴史的に見ると獨逸労働戦線は、舊來の「労働組合」(Gewerkschaft)や之に對立して居る傭主組合(Arbeitgeberverband)の解散されたこと、關聯して居るものである。惟ふに此の二つの組織形態は其の當時にあつては沿革上の必然性であつて、實際少くも若干年につき、且個々の労働分野と經濟區域とについて労働條件を固定させてくれるかくの如き團結が存在しないでは、經濟界としては畢竟外にやつて行く道は全くなかつたのである。只當時は一切が「階級闘争」と云ふ旗幟の下に在つた。此のことは意識されても居れば、また高調されても居たのであるが、此の闘争は比較的廣汎な平面上に於てしか解決することは出来なかつたのであるから、個々の經營は警戒的な意見のあつたにも拘らず(第三十節の(一)(a)を参照)此の闘争の際には殆ど全然無意義な境地に迄押し付けられて居たのである。

ナチスの考察方法にとつては當時の此の世界は到底忍ぶことの出来ない所なので、かゝる世界は斷然捨て去つて了はなければならなかつた。そしてその灰燼の裡から立ち上つたのが即ち獨逸労働戦線である。「特に從來の労働組合、從來の使用人組合及從來の企業者聯合の所屬員は平等の權利を有する一員として獨逸労働戦線に於て集結せらるゝものとす」とは、一九三四年の設立令第一條第二項の宣言する所である。けれども其の後獨逸労働戦線の組織は此の發生史を遠く超越して了つて、労働組合類似の組織體又は之に類する一切の記憶は僅の間に消失したのである。

マルクス主義的労働組合は一九三三年五月一日の「國民的労働日」(Tag der nationalen Arbeit)の最初の祝典と直接關聯して、一九三三年五月二日には既に解消されて了つたのであるが、其の他の労働組合、竝にそれに附隨して傭主聯合會(企業者團體)もそれから少し遅れて自發的に解消した。是が爲巨額の資産が浮くことゝなつたので、獨逸労働戦線はそこへ進出して設立令第九條には「本令の第一條(前掲)に擧げたる、補助及補充の組織(Hilfe- und Ersatzorganisation)、財産管理及經濟上の企業を包含する從來の組織の財産は、獨逸労働戦線の財産を形成す。此の財産は獨逸労働戦線の自救施設(Selbsthilfe-Einrichtung)の基本金(Grundstock)たるものとす」と規定してあるのである。

當時一つの困難な法律問題が生じた。それは獨り此の實體的事項を捕捉する規定に關聯する問題たるのみに止まらず、寧ろ全然一般的の性質を有する問題であつた。即ち獨逸労働戦線は特に民法上の意味に於て、解消されたる組合の「權利承繼人」たるものとして解釋すべきものであるかどうかと云ふ問題である。かやうな次第で解散させられた労働組合の使用人達は其の任用契約に基いて、眞正の權利承繼人たる獨逸労働戦線、少くも財産引受人たる獨逸労働戦線に向つて民法第四百十九條の準用の下に引續き、彼等に俸給を支拂はんことを反覆して訴求した。また一大傭主聯合會は相對峙して居る労働組合に由つて企てられた同盟罷業の爲に損害賠償請求の權利を獲得するに至つたものと思料して(大審院の當時の判決の精神に於て)「權利承繼人」を相手

取つての訴を以て損害の賠償を求めやうとしたのであるが、併し裁判所は當初聊か躊躇した後かくの如き法律的構成を認めることを拒んだのである。特に重要なのは一九三四年二月二十八日の國勞働裁判所の判決 (Entscheidungen des Reichsarbeitsgerichts, Band 13 S. 271 ff.) であつた。

「權利承繼人たる資格」が法律を以て否認されたのは後に至つて一九三七年十二月九日の法律に於て初めてのことである。此の法律第二十四條以下。

最後に獨逸勞働戦線を名状するのに根本的の意義を有する更に一つの點がある。それは獨逸勞働戦線なるものが黨と有機的に結合して不可分の關係に在ると云ふことである。此のことも過去のすべての現象を通じてはつきりと現はれて居る。此の方向に於て存する多數の他の法律の規定は暫く度外視することとするも、設立令の以下の基本的原則 (第四條、第五條、第六條) は墨守するを要する。即ち「獨逸勞働戦線を指導するの權は民族社會主義獨逸勞働黨の有する所とす」及「獨逸勞働戦線の地域的區分は民族社會主義獨逸勞働黨のそれと一致す」及「獨逸勞働戦線の業種別區分については民族社會主義獨逸勞働黨の綱要中に掲げられたる有機的組織の目標を以て標準とす」及「獨逸勞働戦線の出納事務は民族社會主義獨逸勞働黨の會計局長の監督を受く」とあり。是等の法律の規定に基いて黨と獨逸勞働戦線との間の活潑な日常的交互作用が生じたのである。此の交互作用は歴史的にも、はたまた現在の作用に於ても、ドクトル・ロベルト・ライ其人に由つて其の最先頭に於て最も明瞭に代表されて居るのである。氏は當時舊來の勞働組合を解散すべき旨の命を指導者から受けたのであつて

引受けられた財團の最初の保護人に任命された譯であり、其の後黨内で其の國組織局長 (Reichsorganisationsleiter) に任命され、同時に今日でも倦まず撓まず益々新な創造的精神に燃える獨逸勞働戦線の指導者であるのである (一九三四年十一月十二日の法文に於ける設立令第四條)。

黨と國家との合體を保全する爲の法律の施行に關する一九三五年三月二十九日の命令は、黨に「結合させられて居る組合」を特に列擧して居ることは周知の通りであるが此の列擧中にも亦獨逸勞働戦線は擧げられて居るのであるが、之に關聯して是等の結合させられて居る組合には如何なる法律的性質を認むべきであるかと云ふ「學問上」の争が生じた (特別法が明示的に此の點について規定を設けなかつた限りに於て)。普通に行はれて居る二つの典型は「權利能力を有する社團」か又は「公法上の團體」かであるが、前なる典型は非常に高い地位を有する新しい種類の組織にも使用されたことは既に述べた通りであるが (第三十四節の三の(a))、是は獨逸勞働戦線には全く適當しない。もう一つの方の典型も非常によく適當はしないやうである。此のことは、「公の行政に於ける勞働の統制に關する法律」 (第二十九節の三を参照) の規定は、果して獨逸勞働戦線に適用することが出来るものであるかと云ふ、眞の法律學的な問題について急迫的な問題となるに至つたのである。國勞働裁判所は、若し獨逸勞働戦線にして「公法上の團體」たるものであるとすれば、此の問題は肯定するの外はないと考へたのであるが、併し獨逸勞働戦線をかくの如き「公法上の團體」と云ふ形式の下に持つて來ることは出來ないものであると云ふ論結に到達した

のである（法律資料の解釋の方法で）。（一九三九年二月五日の判決）。實際の話かくの如き特有の種類の組織は、其の人生の疾風怒濤裡に立つて居るが儘の形でそれを認め、傳來の概念的形式中に無理にはめ込むやうなことはしないのが一番いゝのである。——非常に細心な學問的検討の例としては、E. R. Huber, Die Rechtsnatur der DAF, in Zeitschr. Akad. 1939 S. 455 ff.

(二) 立法

國家の立法は獨逸労働戦線の分野上では目立つて少かつた。人は數百條、否、數千條の條文が前數年に互つて此の大仕掛な組織に關して國法律公報で公にされたものと考へるのが當然かも知れない。所が實際はさうではないのである。此の事實は獨逸労働戦線なるもの、本質を悉く明かにするものであつて、同時に獨逸労働戦線を職能團體の世界に接近せしめるものである。即ち獨逸労働戦線は國家的官僚的の施設たるものではなく、また決して技術的の意味に於ての「官廳」たるものではないのであつて、寧ろ民族的自治の一組織たるものであることは其の創始者たり、其の指導者たるドクトル・ライが反覆して公言して居る通りの次第なのである。

國家の立法の世界に於ては獨逸労働戦線の發端は一九三四年一月二十日の國民労働統制法中に存在し（第二十九節の三を參照）、獨逸労働戦線は此の法律中で既に澤山の箇所極めていゝの任務に協力するの任を有する卓越した施設として承認されて居るのである（第八條、第二十三條、第四十一條第二項を參照）。本來の設立文書（Stiftungsdokument）からは以上に於て既に重要

ないろ／＼の原則が援用された次第であるが、かゝる本來の設立文書となつたのは一九三四年十月二十四日の「獨逸労働戦線に關する命令」（Völkischer Beobachter Nr. 298）である。之についてはドクトル・ライは一九三六年九月二日を以て（註釋書と云つたやうな種類に屬する）「原則的指令」（grundsätzliche Anweisungen）を發した。——それ丈にまた益々力強く展開させられたのは獨逸労働戦線自體の内部に於ける内面的の法的形成である。此の點に於て獨逸労働戦線の長の澤山の指令が發せられたのであるが、其の大抵のものは絶えず既に擧げた報道紙上で公表されて居る。かやうな次第で獨逸労働戦線の名譽裁判並に懲戒罰に關する一九三六年一月十一日の命令（後日に於ける變更を伴ふ）があり、「國労働會議所」（Reichsarbeitskammer）の設置に關する一九三五年六月一日の命令があり、同日附の労働會議所の設置に關する命令（後日に變更あり）があるのである。——法源としては更に獨逸労働戦線の長が職能團體としての大きな團體、例へば國食糧生産業職能團體や獨逸法律戦線（deutsche Rechtsfront）其の他と締結した「合意」がある。此の點、特に獨逸労働戦線と營業經濟との結合については、すぐ次の本節の三並に次の第四十二節に記してある所を參照ありたい。

(三) 所屬關係

今日經濟關係や法律關係の構成を更新する上に於て其の全部を通じて一番珍らしく、且一番印象の深い現象の一つは、獨逸労働戦線への所屬關係が自動的に、即ち個人の意思の如何は問ふことなく

或は更に一步を進めて、個人の意思に反して迄も設定されると云ふやうな次第のものではなくて、男は男、女は女と云ふ風に明示的で且自發的な加入の意思表示に基くものなのであり、事は二千萬人以上の獨逸國民に關する次第であるにも拘らず尙且然りとするものである。「強制組織 (Zwangsgangaktion)」であること云ふことは獨逸労働戦線の欲する所ではない。何となれば協同體と云ふものは善良な意思を有する者の自發的の協力に基いて、なくては建立することは出来ないものであつて、さもない人間の加入するのは偶々以て建設を妨げる所以でしかないからである (ルドルフ・シュメール)。此の論理を推し進めて「收容」(Aufnahme) は細心に仕上げた法律的姿態 (Rechtsfigur) に形成してある。否、理論付けられてあると云つても差支ない。即ち收容の願、それにつき管轄権を有する官署の確定提出ありたる願書は願人にとつて羈束力を有すること、收容の手数料、收容の條件 (是亦細心に規律されてある) の具備せるや否やの點に於ける願書の審査、却下の場合に於ける抗告審、收容認許の場合に於ける所屬員帳の展覧等である。またそれと一致して其の他の理由に基く所屬員關係の「抹消」又は其の或は存する除名 (例へば婦女たる所屬員が婚姻に因つて労働の過程から脱退する場合に於けるが如し) がある。

法律的醇化の例、所屬員に對して除名を求め手續の繫屬して居る間は脱退の意思表示は法律上無効である。——所屬員の分擔金の支拂は細目に至る迄精密に規律されてあつて、此の問題はそれ自體一つの題目を成す問題である。

團體的加入 (korporativer Beitritt) も一つの特別な意義を有する。此の加入は「法律的に承認せられたる職能團體組織」にとつて最初から規定されてあつた所である (設立令第一條第四項)。是は著大な廣がりを持つた。かやうな次第で國文化協會、國食糧生産業職能團體、法曹聯盟 (Rechtswahrerbund)、ナチス教職者聯盟 (NS-Lehrerbund) 並に他の多數の人員を擁する組織は、大抵は獨逸労働戦線と特別の協定を取結んで團體として結合關係に這入つて居るのである。とりわけ營業經濟の團體的加入に基いて重大なライプチヒ協約が生ずるに至つた。此の協約については第四十二節で論ずる心算である。

此の場合部分的には管轄を細心に界限することが必要となるに至つた。例としては獨逸労働戦線の首長とナチス法曹聯盟の首長との間の一九三五年十月六日の協定 (Völkischer Probenachter Nr. 282 vom 8. Oktober 1935) がある。テーゼの一に曰く、「總統兼國宰相が國法律家指導者 (Reichsjuristenführer) に與へたる委任に基きすべての獨逸國の法曹を職能團體的に且組織的に捕捉する上に於て獨逸法曹聯盟並に獨逸法律戦線の管轄が設定せられたることにつき一致を存するの一方、獨逸法曹に由つて指導せらるゝ企業、經營、並に事務所に服務するすべての從屬者の社會的並に職業的の世話は、是等の從屬者が其の一身についても法曹としての性質を有せざる限りは、専ら獨逸労働戦線の任務の範圍に屬するものとするものにつき一致を存するものとす。次に以下のテーゼには更に別段の細目的規律が續いて居るのである。

此の幾百萬の獨逸國民を總括する重大な制度と、大きな中央的組織の背景を成すものは獨占主義 (Ausschliesslichkeitsprinzip) の原則である。設立令の第七條は「すべての關係者の公正なる利益の間の調和」を以て、獨逸労働戦線の主たる任務たるものとして表示した後、「すべての關係者をかくの如き調和に必要なやうに代理するは、獨逸労働戦線の獨占的の任務たるものとす。別様の組織を形成すること、又はかくの如き別様の組織が此の分野上に於て活動することを許さず」と云ふ字句を以て終りとして居るのである。

(四) 任務

獨逸労働戦線の任務は其の廣がり國民生活にとつての其の意義とに於て、其の包括する人數の幾百萬の多きに上ることに相當するものである。第一に「調和」と云ふ觀念上任務が表示されてあるのであるが、其の他の點に於ても觀念上の目標は獨逸労働戦線にあつては先頭に位するものである。けれども獨逸労働戦線は經濟生活にとつて最も主要な意義を有するものであつて、従つてまた同時に第一等に屬する經濟法上の現象たるものである。設立令の第二條に於ける一般的の目標(第四十一節の(一))は各個人にとつては、「民族の經濟的生活に於ける地位」を適當に闡明するのみに止まらず、現在の實用性の場合にあつても獨逸労働戦線は國家的法廷に對して接觸を保ちつゝ、其の必要な場合には救済の役目をも果す。例へば四ヶ年計畫の宣言(第四節の四)を参照)は直ちに、大きな企畫企業 (Planungsunternehmen) の爲にする獨逸労働戦線の配置を秩序の立つた軌道に齎す爲に、獨特の

四ヶ年計畫中央機關」(Zentralstelle für den Vierjahresplan) が獨逸労働戦線に設置されると云ふ結果を來した。此のことは非常に深い意味を有することなのである。何となれば獨逸労働戦線は或る意味に於ては、獨逸國民の間に存する労働力の總力を管理する者として認められる次第であるからである(之については第二十九節を参照)。そして此の一事は「労働をする同胞の世界觀上の世話も、職業技術上の世話も、はたまた保健上の世話も」何れも共に獨逸労働戦線の手中に存するものと認めしめるものである(ドクトル・ライの第二條について述べた所)。是と共に任務の範圍は其の効果の及ぶ範圍に於て現はされて居る。とりわけ訓練と云ふ思想は、是亦世界觀上の點に於ても、専門的職業的の點に於ても、はたまた衛生保健の點に於ても、獨逸労働戦線にたづさはる人々の間に於ては絶えず生き々々として居るのである。加之——是亦經濟法の狭い範圍からは再び突出して——「歡喜力行團」(Kraft durch Freude) 並に「労働美化團」(Schönheit der Arbeit) なる有力な事業が加はつて居るのである。

「獨逸労働戦線」の事業の特殊な總體的業績は黨會議の席上に於ける毎年の報告に由つて最もよく明瞭にされて居る。重要な細目として例へば次のやうなものを擧げることが出來やう。(1)、法律相談 (Rechtsberatung)、獨逸労働戦線は約四百五十の特有の法律相談所 (Rechtsberatungsstelle) を有し、是等の法律相談所には千五百人以上の法律顧問が居て獨逸労働戦線の所屬員の質問に應ずるのである。一九三八年度に於ては此の機會を利用した者は三百五十萬人を超えて居ると報告

されてある。労働法上の係争案件にあつては殆ど其の半数は和解に由つて解決を見て居るのである。従つて「訴訟方法」は無用とされて居るのである。等。——(2)、労働法の育成に參與すること。獨逸労働戦線は設立命令(第八條第三項)に於て既に一九三四年一月二十日の労働統制法を以て其の最初の結晶體として居る新時代の労働法へ參與せしめられたのであるが、事實上獨逸労働戦線は各個の経営や各個の勞務關係と相竝んで(第三十節を參照)世話人としての地位を占めて居るものであつて、其の模様は明示的のものもあるし、或はまた暗黙裡に行はれることもある。とりわけ獨逸労働戦線は宥和調停の作用をする。勿論此の場合に國家の任設した國労働管理官(第二十九節の三)を參照)の任務に對する界限(缺くべからざる必要の)が行はれる。獨逸労働戦線は直接形成的に労働條件、とりわけ賃金率に干渉するものではないのであつて、それは寧ろ労働管理官に一任するのである。けれども其の仲介的、調和的の作用に由り多くの場合に脅威を及ぼす困難を豫め圓滑にし、少くとも管理官の面前に於ける辯論を準備することが出来るのである。また間接的には獨逸労働戦線は新労働法の形成には非常に力強い作用を及ぼすのであつて例へば受休暇權(Urlohsrecht)の分野上に於ては決定的の作用を及ぼすものである。——(3)、「激勵の手段」(Mittel des Ansporns)も亦現代の經濟法の一つに屬するものであることは、既に此の關係に於て論じたことである(第十六節の一)を參照)。此の方面では獨逸労働戦線が創造的に形成した「業績競争」(Leistungswettbewerb)や「國職業競争」(Reichsberufswettbewerb)が筆頭

に來る。こゝでも黨大會席上での報告は其の既に達成された所のものや、將來尙達成せらるべき所のものを雄辯に報告して居るのである。——(4)、最後の例としては獨逸労働戦線の文學上の業績について考へて見たい。獨逸労働戦線の世話をして居る著作物は獨逸國民の極めて廣汎な範圍に迄行き互つて居るのであつて、例へば其の刊行する雜誌「アルバイテルトゥーム」(Arbeiterium)の如きは今日では刊行部數四百萬に達して居る。かやうに文學的作用が多趣多様であるのに願み特有の「出版局」を設けて其の結合を計ること、して居るのである。

(五) 組織

獨逸労働戦線の組織は其の作用の及ぶ範圍が非常に廣大であるのと、其の方面が著しく多端であるとの致す所として、局外に在る者にとつては殆ど見通すことが出来ない程であるが、只此の場合にあつても一切の職能團體的組織の場合に於けると同じやうに、指導者主義の原則は、はつきりとして居る。ドクトル・ライが最高の指揮者たるものであることについては、既に述べた(第四十一節の一)の末尾)。だが指導者主義は下の方に向つて續いて居て「最高の指揮者は獨逸労働戦線の他の指導者を任免す」(第四條第五項)とある。けれども此の人的方向に於て存する原則には多様な業種別的、地域的區分が加味されて居るのであつて、二十の支配的の中央局に組織局、人事局、訓練局、社會局、少年局、婦人局、國民保健局、出版局、宣傳局、専門學務局等の各局が設けられてあり、尙其の外に「歡喜力行團」(Kraft durch Freude)の如き既に述べたナチス協同體だとか、是亦既に述べた四ヶ年

計畫中央局、最高名譽及懲戒裁判廷等が置かれてある。他の組織列はいろいろの經濟部門の方向に於て擴がつて居るのであつて、其の目標は當該の經濟部門に屬する經營の世話をするに在る。此の點に於ては標語としては「業種別局」(Fachamt)と云ふ名稱が選定された(前には國經營協同體(Betriebsgemeinschaft))。かくの如くにして二十の業種別局が存する。例へば「纖維工業」につき、「土木建築業」につき、「鐵及金屬工業」につき、「鑛業」につき、「銀行及保險業」につき、「獨逸手工業」につき等の如し。最後に此の構造は大管區、郡、區の集團、細胞竝にブロックに依る地域的區分によつて縦斷されて居るのである。

獨逸勞働戰線の指導者の直接使用に供せられてゐるのは、ベルリンに本據を置く中央事務局(Zentralbüro)であり、其の外に秘書部(Adjutantur) 幹部部(Stabsamt)、情報部(Amt Information)、法制部(Rechtsamt)等も亦直接獨逸勞働戰線の指導者に役立てしめられる。だが此の場合にあつても民族社會主義獨逸勞働黨の相當な部局との有機的結合が成立して居るのである。

獨逸勞働戰線はまた独自の經濟的企業、例へば銀行、保險業、土木建築業、移住組合等を開設するの必要あるものと見た。かくの如くにして獨逸勞働戰線は或る意味に於て國家独自の經營と平行的關係に立つものであり、それ自體また一つの「公經營」(öffentliche Hand)たるものであつて(第十七節を參照)、同時に著大な經濟的勢力を成すものである。かやうな次第で例へば一九三八年の黨大會の席上では、獨逸勞働戰線が二億ライヒスマルクを以て大國民車輛工場への資

金供給に關與して居ることが報告されたのである。

此の中央的な、上から捕捉されて居る構成と——或る意味に於て下からして——相並び存して居るのは個々の經營への突出である。それ／＼の經營に於ては國家の任設した機關の外に、例へば信任協議員會(Vertrauensrat)の如きもの(第三十節の(一)(c)を參照)の外、獨逸勞働戰線も有機的に代表されることに配慮されてある。主たる代表者は政治的問題、組織的問題並に社會的問題につき責任を負ふのであつて經營長(Betriebsobmann)(以前は經營管理者(Betriebswarter)と稱せられたものである)が其の任に當る(小規模の經營にあつてはOrtsobmannである)。特別の補佐者として之を補佐するのは、例へばArbeitschutzwarter だとか、Betriebsportwarter だとか、Betriebsvolksbildungswarter だとか、Betriebswerkschaffwarter だとか云つたやうな類の者である。此の latter は同時に更に別段の重要な、獨逸勞働戰線の精神から生じた經營施設(Betriebsrichtung)、即ち工場突撃隊(Werksschar)を代表するものである。工場突撃隊はナチスの世界觀と結び付くことの特に深い經營の所屬員(任意的に加入する)であつて、經營内に於て獨逸勞働戰線の精鋭な基幹隊たるものとして認めることを必要とする所のものを以て組織されて居るのである。

參考書、先づ第一に(普遍的の理解にとつて)獨逸勞働戰線の特有の文献に注意することを必要とする。それは„Arbeiterturn“と„Aufbau“と云ふ二つの雑誌である。——次に勞働法に關する文献(第二十九節の(三)(c)を參照)にして法律的半面の力強く現はれて居るのは、例へば

Hueck § 55, Nitsch § 12; Texte bei Siebert, usw. — ノーメンの研究については既に本節の(一)の末尾で一言して置いた。比較的廣く範圍に向けられてゐるのは、Willy Müller, Das soziale Leben im neuen Deutschland unter besonderer Berücksichtigung der DAF, 1938; Schmeer, Aufbau und Aufbau der DAF, im Sammelwerk „Grundlagen, Aufbau und Wirtschaftsordnung“ Heft 51; Marrenbach in „Die Verwaltungsakademie“, 2. Aufl. (1939), Heft 14; Claus Selzner, Die DAF. (Schriften Hochschule für Politik, 1935); Franz Mende, Skizze über „Arbeitsfront und Sozialpolitik“ im Moenkneischen Jahrbuch (諸論の(6)) S. 87 ff. 獨逸労働戦線の所屬員としての純然たる實際上の種類に屬する資料は Volkensdörfer-Roloff, Sozialpolitisches Lexikon, 1938. — HSW.

獨逸労働戦線は一つの特有な「労働科學研究所」(Arbeitswissenschaftliches Institut)と世話の行届いた圖書室とを有し、特有の出版部をも具へて居るのである。

第四十二節 一九三五年のライプチヒ協定

一、基礎

一九三四年と云ふ年は獨逸労働戦線(第四十一節)と營業經濟の組織體(第三十九節)とを世の中に送り出した。此のことは無益な平行主義を招來するか(又は時に恐らくは兩者の對立をさへ來すの

虞があつた。とりわけ企業者達は「營業經濟」を以て己れの勢力の中心たるものであると爲し、労働者達は「獨逸労働戦線」を以て自己の勢力の中心であると解し、かくの如くにして往年の階級的對立を復活させるやうな虞が、全然ないとも斷言し兼ねる關係に在つた。かやうな結果は忍ぶべからざることでであると云はなければなるまい。かくて一九三五年には健全な本能は此の二つの大きな組織を更に統一するに至らしめた。形式上其の端緒を與へたのは營業經濟が團體的所屬員(Korporatives Mitglied)として、獨逸労働戦線に這入つて來たと云ふことである(此のことは少し後になつて國食糧生産業職能團體が團體として加入したことに於て類似の現象を見出した譯である。尙第四十一節の(三)を参照)。そこで其の結果として「三人協約」(Dreimännerabkommen)が生じた。此の協約はライプチヒ協定の名稱の下にナチスの經濟形成の確定不變の基礎となり、從つてまた經濟法の根柢ともなるに至つたのである。稱して三人協約と云ふ、此の三人とは國經濟大臣と國労働大臣と獨逸労働戦線の首長(同時に黨の全國組織部長(Reichsorganisationsleiter der Partei))の三人を指すのであつて、此の點に於て同時に國家と黨との協力が表明されて居るのである。此の創造は形式上適正な構成から出たものではなくして直接事實の世界から生じたものであるが、同日附、即ち一九三五年三月二十一日の指導者兼國宰相の個人的布告を以て最終の仕上として居るのである。

此の布告は新獨逸の經濟法の最も重要な文書の一つたるものであつて、其の文言に曰く、

「ナチスが階級闘争を一掃したる結果として、労働組合並に僱主聯合會の如き闘争の爲の團體

は消滅し、階級闘争に代つて民族協同體の出現を見るに至りたり。

此の民族協同體は獨逸労働戦線に於て、働きつつあるすべての人間の結合に由る其の明白なる表現を見出した。獨逸國民經濟内部に於ける組織體は何れとして必要ならざるはなけれども、是等の組織體は竝立交流の作用を致すべく、決して對立反撥の作用を致すことあるべからざるものとす。されは本職は一九三四年二月二十七日の法律と同年十一月二十七日の施行令に由つて、國經濟大臣の設けたる營業經濟の組織體を團體的所屬員として、獨逸労働戦線に編合せんとする國經濟大臣の意圖を歓迎し、之を嘉納するものなり。國經濟大臣が國労働大臣竝に獨逸労働戦線の首長と共同して、今日を以て經濟政策上及社會政策上の分野に於て行ひたる統一的の協力に關する協定は本布告を以て本職に於て之を裁可す。働くすべての獨逸國民の新しき社會的自治の基礎は、獨逸労働戦線の結成後、國民労働統制法の制定後、及營業的經濟の組織後にあつては新しき協定を以て終結するものとす。

此の協定は決して贈與たるものに非ずして、寧ろ最高の業績を發揮するの義務を人に負担せしむるものたり、協同労働 (Gemeinschaftsarbeit) の意思を最先頭に置く。是の意思は我が國の労働體、經濟體の一切のもの、最下級の機關に至る迄貫徹しあることを必要とす。本職は獨逸の同胞の各員が本職の此の新しき立法を以て同胞の各員に對して置く信頼を能く果すべきを熟知するものなり。

更に同年中に國交通大臣は「己れの隸下交通營業組織體の爲の」一九三五年七月二十二日の追加協約に於て、ライプチヒ協定に加入した(第三十九節の六を参照ありたい)。

(二) 協定の内容

一番明瞭な中核を成すものは優れた評議體 (Beratungskörper) の創設、即ち國労働協議會 (Reichsarbetsrat) 竝に國經濟協議會 (Reichswirtschaftsrat) の創設と云ふことである。即ち經濟政策及社會政策の分野に於ける最も經驗を積んだ者の會議體と云ふことが考へられてあるのである。記してこれに至ると大戰直後に於ける「假の國經濟協議會」(vorläufiger Reichswirtschaftsrat) につてのかすかな記憶がよみがへつて來る次第であるが(第二十一節の二の(6))、併し兩者の相違ははつきりと眼に映る。今度の評議體の評議員は「選舉」に由つて選出された「代議士」たる者ではないのであるから、従つてまた選舉人に依存して其の鼻息を伺ふ者ではない。また其の評議は昔の議會主義の精神に於てする多數決主義を伴ふ「表決」たるものではないし、また其の態勢は(當時の國議會に於けるが如く) 平行的な政治上の議會に對し、若はまた政府に對する正面陣地たるものではないのであつて、寧ろ評議體の各個の評議員は有機的、職能團體的精神を有する構成から身を起したのであり、各員は各員が出身の範圍内に於て既に「指導者」たるものであつて、決して「選舉人」に對して責任を負ふ次第のものではなく、寧ろ己れの部屬に對し、また己れの部屬を通じて全民族協同體に對して責任を負ふものなのである。従つて假令官僚的、國家的意味に於てはなはいけれども兎に角公務員であり、國の政

治的指導に對して對蹠的關係に在る者ではなく、素より要求取次機關 (Forderungsammelstelle) たるものではなくて、寧ろ評議員であり、有機的に結合されて居る協力者たるものである。協定の云つて居る所に依れば、國勞働協議會並に經濟協議會の主たる任務は經濟上及社會政策上の共同の問題について意見を表明すること、獨逸勞働戰線の一切の區分の信頼に充ちた協同作業を招來すること、及政府並に獨逸勞働戰線の首腦部の發表を受け容れること」などである。此の場合更に企業者並に勞働者の利益を絶へず調整すると云ふことに考慮が拂はれてある。曰く、「獨逸勞働戰線の一切の機關や區分には、其の業種別のものたる地域別のものたるを問はず經營指導者 (Betriebsführer) と從屬者 (Jefolgschaftsmitglieder) とが成るべく同數を以て指導並に評議に參與すべし」と。そして一切の會議の際には、下級の組織 (以下記する所を参照) にも「從屬者並に經營指導者に議題となれる事項につき意見を表明するの機會を」與へることになつて居るのである。

國家は「自治」並に「自己責任」の此の分野には只遠方から干渉して居るのみに止まるものであるけれども、それでも國勞働協議會並に經濟協議會の會合には國經濟大臣と國勞働大臣とが招請せらるべきものであると云ふことを規定して居る。けれども是は組織體と大臣との間の缺くべからざる意見の交換にのみ役立たしめやうとする趣意のものであることは明白であり、精々の所後者に由る監督に資する建前であることは瞭然である。ライプチヒ協定の宣布の際當時の國經濟大臣ドクトル・シヤハトは、「國家は基本的の問題に於てのみ決定を爲すべきものである」と。云ふ迄もなく此の場合に

あつても亦 (第四十一節の四) を参照) 職能團體的組織は管理官の國家的施設の上に設けられてあるのであつて、かくの如き競合についてはライプチヒ協定も亦明示的に「論議せらるべき事項に關する決定が必要なる限りに於ては、決定は勞働管理官に於てのみ、勞働統制法の規定の定むる所に從つて行ふ」と規定して居るのであるが、自治的評議體に於ける評議の結果は隨時勞働管理官の資料として提供されるものである。

(三) 區分

ライプチヒ協定から生じた區分は、細目の點に於ても營業經濟と獨逸勞働戰線との合生を識認せしめるものがある。國經濟會議所 (第三十九節の四) (a) と相對する存在としては、一九三五年六月一日を以てドクトル・ライに由り國勞働會議所 (Reichsarbeitskammer) が創設された。此の會議所は獨逸勞働戰線の最も有力な人士、公務員又は特殊の信任に基いて任命された個人を以て組織されるのであつて (一九三八年の黨大會の席上に於ける報告に依れば會員合計二百八十五人である)、兩方の會議所共に「顧問會」を具へ、此の二つの顧問會の合體に由つて (二) の下に記載した國勞働協議會と經濟協議會とが組織されるのである。かやうな次第で營業經濟の國經濟會議所が下の方に向つて經濟會議所、工業會議所、商業會議所に續いて行つて居ると同じやうに (第三十九節の四) (a) 及 (b)、國勞働會議所は下の方に向つて三十一の大管區勞働會議所 (Gauarbeitskammer) と三千七百の勞働委員會 (Arbeitsausschuss) に續いて居るのである (一九三八年現在の狀態)。

大管區 (Gau) に設置されてある労働會議所の構成は一九三五年六月十五日の命令に由つて其の上に位する國労働會議所のそれと同じ方法で規律されてある。労働委員會についてはライプチヒ協定 (本節の二の(c)) 自身次のやうに表明して居る。委員の數は十二人を超ゆべからず。其の半數以上は管轄國労働管理官 (Reichsarbeiterführer der Arbeit) の許に於ける専門家委員會の委員より採ることを必要とす。其の希望ありたるときは管理官自身をも會議に出席せしむべし云々。其の任務の分野としては労働委員會には「業種別の特別の問題、特に社會政策的種類に屬する特別の問題にして、經營の指導や當該經濟部門の從屬者に共通である所のもの、究明」が附託されてあるのであり、特に其の目的とする所は「公正な社會的平衡を招來する」に在るのである。

(補遺)

戦時に於ける經濟法

此補遺の趣意とする所は今現に行はれつゝある戦時經濟法上の臨機の處置を細目に迄亘つて叙述するとか、又は更に一步を進めて將來尙發展するであらう所のものを逐一豫言するとか云ふやうなことに在るのではない。さう云ふやうに「細目」に迄立入つて逐一論じ立てることゝしたら非常に大きな紙幅を必要とすることになると思ふ。だがさればと云つて細目と云ふものを超越して經濟法上の事柄の大きな關係を何時も念頭に置くことをしないとしたら、わが國の經濟界やとりわけ經濟の法律上の世話をする人士は全く途方に暮れることゝなるだらうと思ふ。其の程度に於ては本書の序文中で既に言明して置いた趣旨は、此の場合に及んでは一から十迄すつかりあてはまる譯である。即ち大局に著眼して全體を通觀すると云ふことは獨りわが國の最高の經濟政策を指揮し、形成する者にとつて喫緊の必要事であるのみに止まらず、經濟の實際にたづさはる各個人にとつても、はたまたわが國經濟界の法律上の顧問たる人士にとつても決定的の事柄であると思ふのである。

一、戦争への適應

(a) 従來の法律狀態への連繫

いろ／＼の新しい法が従來の經濟法上の根本現象に連繫 (anknüpfen) されてあるのが、何れの方面にかけても識認することが出来る。何人も本書の第二十節に於て「戦争の場合に對する經濟上の軍備」に關して記してある所の事柄を讀んだら、感動しないでは居られないであらう。是等の事柄は今日の戦闘行動の勃發を豫想することの出来る以前に書かれた所であつて、従つてまた諸般の事柄が如何に準備されてあつたか、そしてまた「國防經濟の法」が如何に久しい以前から進行中であつたかを明かにするに足るものである。さればまた「アウトアルキー」(第十九節)の組織の如きも獨り精神的のものであるのみに止まらず、いろ／＼の實際上的特徴に於ても亦現に發展しつつある新しい經濟法の基礎たるものとして、それを取除いて考へる譯にはいかないのである。加之此のことはまた幾多の單行特發の現象についても云ひ得られることであるのは、以下に於て列擧されてある澤山の例の示すであらう通りである。即ちそれは聰明な經濟企畫(第四條及び第十四條)のさなきだに既に創造して居た多くの事柄に結び付けられてあるのである。素より國家若は職能團體の經濟組織の是等の業績は、差當つての所では徹頭徹尾平時の爲の用に向けられてあつたものには相違ないけれども。

同時にまたそれは僅々一ヶ月の間に將來の戦時經濟法の基礎を定めて、直ちに之を法律の鑄型の中に流し込むことが出来たと云ふ驚嘆すべき敏速の行動を説明する所以にも外ならない。素より此のことは一面に於ては一見苟も關係を持つすべての人士にとつて甚だ重い負担を意味するものではあるけ

れども、併し長い眼で見ればそれは結局まさしく負担の軽減に外ならない。「必要止むを得ない處置はその執られることが適時であればある丈、それ丈負担は少くて済む。直線路は常に最短路であるのである」(戦時經濟會發表の機會に於けるノンネンブルッフの言)。

連繫 (Anknüpfung) の例。特に力強い印象——差當つての所殆ど自明的の事柄のやうな氣持を起させるものがあるけれども——を興へるのは、職能團體體制の機構(第三十七節以下)、即ち國食糧生産業職能團體、營業經濟と其の工業、商業、銀行業、保險業、動力業、手工業、外人取引の各全國集團等が存置されてあると云ふことである(詳細は補遺の三を參照)。國營鐵道、國營郵便並に國の財政行政の如きも亦特殊の性質を有する經濟審 (Wirtschaftsstanz) たるものとして今後も舊來の如く顯著な地位を保有させられてある(第十七節の四、現在の例としては一九三九年九月一日の國防衛管理官 (Reichsverteidigungskommissar) に關する命令第二條)。新しい組織は時には前に設立されてあつた施設の發展たるに止まることがある。例へば現在最前線に在る中央局 (Reichsstelle) (補遺の三の(b)を參照)であつて、是は在來の「監督機關」(Überwachungsstelle) (第十五節の二を參照)と一致するものである。従來の經濟法的法律は、素より或る程度の適應工作は伴つてのことであるが、明示的に新しい機構中に包含されてある。其の例としては電氣の供給保全に關する一九三九年九月三日の命令第七條に、「本令に別段の規定を存するにあらざる限りは、一九三五年十二月十三日の動力業法の規定(第二十五節の五を參照)は其の效力を妨ぐるこ

となし」とある。例へば國信用法 (Reichskreditgesetz) (第二十六節の二) (e) を参照。現在では一九三九年九月二十五日を以て更新さる (又は國勞働奉仕法 (Reichsarbeitsdienstgesetz) (補遺の五) (e) を参照) などに見る如く、或る法律が新しい法文を執つて現はれる場合に於ては、在來の條文と比較して見ると變更された所は重要事項 (大抵は組織上の問題に關する) ではあるが、併し僅少な部分でしかなく、其の他の部分は字句の末に至る迄在來の條文が存置されてあることが判るのである。固定的の型にはまつた、且實質上重要な、例へば「本令を施行する上に於て爲したる處分に因つて生じたる損害に關しては、原則として賠償を爲さず」と云つたやうな常套句 (第二十四節の四) を参照) は、直ちに相當の新しい命令にも合體されて、確に將來も——同一若は類似的の法文を以てして——随分屢々反覆されること、思はれる。加之一八九六年の舊民法典の法律的態度 (Rechtsfigur) に對しては戦争と云ふことを強調して明示的に連繫が行はれて居る。例へば「國軍總司令部及各軍中央供給所 (zentrale Beschaffungstelle der Wehrmachtteile) は國防義務負担證書 (Wehrmachtverpflichtungsschein) を付與するの權を有するものとし、此の證書は民法第七百九十三條の意味に於ての債務證券 (Schuldverschreibung) たるものなりとす」(一九三九年九月十九日の命令) と規定してあるのである。

けれどもとりわけ忘れてならないのは、かやうな明示的の連繫 (Anknüpfung) 若は反致 (Rückverweisung) がなくとも尙平時に於ける大基本法並に是と共にそれに附隨する施行令の如きものは、原則として引續き存續するものであると云ふことである。即ち民法と云ひ、商法と云ひ、刑法と云ひ、民事訴訟法と云ひ、官吏法と云ひ、一九三七年の新株式法 (第三十四節の三) (f) を参照) と云ひ、乃至は其の他非常に多くの特殊の經濟法上の法律及命令は何れもさうである。勿論是等の法律は殆どすべて、戦争が始まると僅々二三週間に改正や、加補を加へられるのを甘受しなければならないこととなつたのであるが (從來の戦時經濟上の立法については補遺の二) (e) を参照)、此の現象は次の數ヶ月には當然増加するものと思はれ、そしてそれは同時に國民日常の用語に於ても、はたまた法曹の専門上の用語に於ても、「適應」(Umstellung) として表示されて居る所の事柄へと導いて行つて居るのである。

参考書は從來僅の程度に於てしか世に行はれて居ない。けれども主立つた雑誌は次第に最新の資料に集中して居る。ドイッチェ・ユースチツ誌上の例を擧げると、Standt, Die bürgerliche Rechtspflege in Kriegszeit (S. 1482); Hedemann, Der Krieg und das bürgerliche Rechtsleben (S. 1516) usw. — ルーブリック式叢書は非常に大きな數で廣告されて居るのであるが、之については補遺の二) (二) の末尾を参照せられたい。

(b)、適應の根本方針

非常に壓縮された範圍に於てはあつたが、戦争への「適應」と云ふことについては本書中で既に述べた。即ち適應の工業的生産並に「資金の供給」について述べて居るのである (第二十節の三) (c)

を参照)。併し現在では適應は獨り工業的生産や資金の供給に止まるものではないのであつて、食糧問題から直接作戦上の行動に至る迄國民の生活の全部を擧げての適應たるものである。經濟はそれによつて影響を受けること特に廣汎に、且特に深刻である。「企畫」と云ふことに關して從來既に行はれて居た所のもの(第四節)は、著しく昂揚されなければならぬ。「公の管理」(öffentliche Bewirtschaftung)と云ふことは支配的の標語となつて了ひ、八月二十七日の基幹法(詳細は二の(6)の(3)を参照)に關聯して九月七日には既に穀物、家畜、牛乳、馬鈴薯、雞卵、魚類其の他の公の管理に關する澤山の單行命令が發せられ、引續いて重要な行爲が此の旗幟の下に續行されたのである。立法者の一般的な訓令は個々の形成を準備することを目的とするものであつて、例へば勞働法上の分野に於て個々の形成と云ふが如きものである。「勞働監督局(Arbeitsamt)は解約申入竝に勞働力の停止に於ての同意の申請につき裁決を爲すに當つて、(a) 國家政策的、社會的見地、(b) 勞力配置や職業上の後進指導(Berufsnachweiskung)や賃金政策の一般準則、及(c) 勞働者及使用人の職業上の發展の見地を斟酌することを必要とす」(一九三九年九月一日の命令第六條)るのである。白紙委任(Blankvollmacht)は舊來の法律を現在の要請に適應することを容易ならしめ、敏速ならしめることを趣意とするものであつて、(是亦勞働法の分野上に於て)高級の行政官廳が一定の法律の規定、とりわけ「國勞働大臣が一般的に又は一定の地域、若は經營の特定の種類について相當の規定を設けたる場合に」營業條例の多數の條文の「全部又は一分を廢止する」權限を委任される場合に然りとするのである(一

九三九年九月一日の他の命令の第五條)。「普通營業條件」は經濟界方面の自由な自發的精神から由來したものであつて、經濟界の「自治」(第三十三節)の一片に外ならないものであるが、此の「普通營業條件」は國經濟大臣に於て無造作に「羈束力を有する」ものとして宣言し、由つて以て國家の立法の綱領に昂められることが出来るのである(一九三九年九月八日の命令)。平時に於て既に開始せられたる、市場に於ける典型の余りに多趣多様なることの克服(簡易化、「規格統一」(Normung))は、今日では更に大規模にすることを必要とするものであることは、マルガリンの管理に關する思慮のある實例の示して居る通りである。即ち「一九三九年十月一日以後は從來認められたるマルガリン種別の代りに、食卓用マルガリンなる名稱を有する只一種のマルガリンの外には取引に供することを得ず」(一九三九年九月十四日の命令第二條)と規定してあるのである。

是はほんの端緒たるものであり、突然に開始された進出に外ならないものであることは明白であるが、此の場合にあつてもつぎはぎ細工は決定的のものたることは得ない。何となれば競争の統制(第十三節)にせよ。割當額の配當(第十四節の六)にせよ、經濟區の形式に於てする地域的區分にせよ(第六節)、動力業の整備(第二十五節の二)にせよ、勞力配置(第二十九節の四)にせよ、國家の經常的監督にせよ、一般的の經濟義務への呼掛け(第三十一節の一)にせよ、經濟刑法(第九節)竝に經濟裁判權(第十節)の傾注にせよ、「公經營」と云ふ旗幟の下に於てする、經濟への國家自身の「關與」(第十七節の二)にせよ、若はまたアウトアルキの實際上の目標(第十九節の三)や國防經濟の方

法(第二十節の三の(c))にせよ、兎に角本書中で取扱はれて居り、且將來に於ても基礎として成立し續ける所のすべての現象は、何れも何等かの方法で「適應」に關係を持つものであるからである。それ丈にまた現象の多趣多様であるのを顧みるときは、緊密であつて然も要領を得た總括の必要が大切となつて來るものである。「一般人民の國土防衛の統一的指導」と云ふことは、戰爭勃發の際直ちに國土防衛管理官の新しい組織(補遺の二の(a))を其の傘下に收める標語である。だが併しとりわけ第一等の事實として認めることの出来るのは、此の適應の處置も、立法の鑑の示して居る通り、最初から全部法律秩序の基盤の上に置かれてあるものと云ふことである。

一九一四年乃至一九一八年の前世界大戰當時の經驗は、一體どの程度迄今日の適應に關する處置の爲に役立たせることが出来るものであるかと云ふ問題は、それ自體一つの題目を成す問題である。立法が當時の法律に連繫すると云ふことは出来ることでもあるし、且又ものに由つては適當しても居るやうに見受けられる次第であることは、從來の短い期間の既に明白にして居ることであるし、時には更に一步を進めて、當時の條文であつて今日の戰時法中で字句の末に至る迄踏襲されて居るものもある。以下に於ても亦一九一四年乃至一九一八年に發達した法律的態様が今日になつても亦頭を擡げて來て居たり、若はまた間もなく頭を擡げて來るやうであつたりすることが、幾度となく現はれること、思ふのであるが、併し細心の注意が肝要である。スケールも違へば、テンポも異つて居る。とりわけ國家政策的、世界觀的發足の態勢に至つては前の世界大戰

當時と今日とは、非常な相違がある次第だからである。——當時の經濟上の根本概念については結論の(6)の初めを、當時の參考書については緒論の(6)の末尾を參照せられたい。當時の經濟戰の理論であつて特に印象の深いものは第二十節の(一)を參照ありたい。

(c)、國家と經濟の自重的管理

個々の事業の澤山ある上に支配的問題として君臨して居るのは、國家と經濟の自治(wirtschaftliche Selbstverwaltung)との並存の問題、又は一九三九年八月二十七日の突然の語句(plötzliche sprachliche Wendung)中に擧げられたやうに、經濟の自主的管理(wirtschaftliche Eigenverwaltung)の問題である。本書中では豊富な經驗に基いて、此の並存を資料上の區分の主なる分類の理由に選んだ。それは合理的な、それにも拘らず兩者の「縫れ合ひ」(Verflochtenheit)を高調する意味に於てある(第二編の緒言)。此の方針は其の儘維持せられるであらうか。維持せられて然るべきものであらうか。此の問題は今日戰爭に直面するに及んでも尙積極的に答へることが出来るのである。

とは云ふもの、國家の至上の地位と云ふものは明瞭に且力強く現はれて居ることは疑を容れないのであつて、平時に於てすら既に明白疑を挿む余地のなかつた國家の優越的地位(第二節を參照)は、今日となつては更に更に強化することを必要とするものであり、今迄に公布された法令は(實際上の經驗と同様)此の點につき些も疑問を生ぜしめるものではない。勿論同時に兩者の限界は紛淆されるのであつて、從來の自治の代表者は「國管理官」(Reichskommissar)などに任命されるのであるし、

又は「委員派遣」(Delegation)の方法(第七節の二)、第二十二節の三を参照)で國家の絶對的權力(Machtvollkommenheit)が自治の代表者へと移つて行つて居るのである。が併しとりわけて明瞭に識認することが出来るし、將來も當然存置せらるべき筈のものであるのは、國家の官廳と經濟の自主的管理體(wirtschaftliche Eigenverwaltungskörper)との間の(徐々に統制せらるべき)協同工作と云ふことである。

國家が優越的地位を有するものであることの例は、經濟管理に關する一九三九年八月二十七日の命令に在る。即ち「一切の經濟上の處置を統一的に實施し竝に指揮する」ことを命ぜられたる官廳は「……………經濟の自主的管理の組織體に……………己れに附託せられたる權限の範圍内に於て指圖を爲すの權を有す」とあるのであるし、更に第二條には「國經濟大臣、國食糧及農業大臣竝に國山林局長官(Reichsforstmeister)は、己れの所管の範圍内に屬する經濟の自主的管理の組織體を……………全然又は部分的に國家の行政の下に置き、國家の行政官廳に編合し又は之を解散するの權限を委任せらるゝものとす」とあり、更に第六條には「國食糧生産業職能團體は其の全部を擧げて國食糧及農業大臣の下に置く」とあるのである。

「委員派遣」(Delegation)の例。「工業會議所及商業會議所は中央局(Reichsstelle)の委任に於て其の主管の範圍について其の權限を執行す。是等の會議所は地方經濟局(Bezirkswirtschaftsamt)の實體的指圖に羈束せられるものとす」(一九三九年九月六日の電力供給令第六條)。又は「工業

會議所又は商業會議所の會頭は國管理官(Reichskommissar)に任命す。國管理官は獨逸國官吏法第四百九十九條の意味に於ての名譽職たるものとす」(一九三九年八月二十七日の經濟管理令第一次施行令第四目)。

協同工作は先づ經濟の特有の職能團體的組織體が、例へばすぐ前に擧げた第一次施行令第二目又は一九三九年九月一日の第二次施行令中で山林經濟の範圍について然るが如く、無造作に官廳と相竝ぶ地位に置かれることに由つてのみ表明されることが多い。けれども例へば明示的の「戰時經濟の分野上に於ける國家の經濟行政と、營業經濟の組織體との間の協同工作についての準則」も既に制定されて居るのであつて、其の趣旨には「國經濟會議所(之については第三十九節の四の(c)を参照)、工業全國集團竝に經濟集團及業種別集團竝に業種別下部集團(第三十九節の三の(b))の任務とする所は、國經濟大臣及國經濟大臣が國家の任務の中央的執行を委任したる官廳に責任を以て助言を爲し、己れの委任を受けたる任務の遂行につき責任を以て配慮するにあり」とあるのである(一九三九年九月十五日の布告)。

是等の細目に對して常に念頭に置かなければならないことは、類別と主管の分配とは時の經過に於て不斷に移動して居るものであること、竝に自治は國營事業の爲に更に著しい削減を甘受することを余儀なくされるものであることである。

(d)、私的分野の愛護

國家政策上の必要の甚しい壓力を有するものであることを顧みるときは、私的分野 (privaten Sphäre) を愛護すると云ふことは極めて困難な仕事であるが、それにも拘らず個人と云ふものは全體の細胞たるものなのであること、竝に個人や其の仲間にはよしんば極く小さな部分に過ぎないにもせよ、兎に角「自治」の一片を興へてやつて差支ないものであることは、今日でも尙決して忘却してはならないことである (基礎としては第二十三節を参照)。かやうな次第で國家最近の立法も私的分野に「差押」とか「配當組織」とかを齎す隨分澤山の狹窄的處置を施しては居るもの、(以下補遺の四に説く所を参照)、此の分野を尊重すること非常に著しいものがあるのであつて、此のことはとりわけ個々の同胞の爲に役立つ非常に澤山の保護の處置が執られてある點に表明されて居るのである。此等の處置は一半は普通民法竝に之に附隨する民事司法の分野上に存する次第であるが、併し經濟法の範圍内に於ても此の保護の傾向は顯著なるものがあるのであり、將來はもつともつと發展して行くものであると思はれる。

民法の範圍に關しては補遺の(一)の(a)の末尾に擧げてある、シタウドとヘーデマンの論文を参照 (更に別段の參考書の出現が期待されて居る)。此の種類に屬するものは、例へば脅威を及ぼしつつある破産又は強制執行の假の休止 (vorläufige Stilllegung) 又は豫防、本人の責任に因らぬ期間の懈怠に對する保護、不在者の爲にする代理人の任設等である。此の場合に従軍者が特に著しく保護されるものであるのは素より言を俟たない。經濟法上の範圍に屬する例としては營業の秘密の

保護がある。惟ふに多くの新しい種類の組織體は往々にして工業會社とか、又は其の他の企業の私的分野に甚しく侵入して來て居る。所が關係の法律の條文などの中では、「中央局又は(其の他の)官署が自己の任務達成の爲に使用する者及其の補助員は其の勤務を爲すに當つて獲得したる營業上及經濟上の關係の知識を妄りに利用し、又は他人に通報することを得ず云々」と規定してあり。すぐそれに續いて違反者に對する刑が法定してあるのである (即ち電力の供給に關する一九三九年九月三日の命令第十二條、ガスの供給に關する一九三九年九月二十日の命令第八條の如し)。是は個々の法定の構成要件を超越して普遍的に擴充されるに値するものである。更にそれと密接に相並び、それよりも一層重きを爲すものは官廳の勤務に於ける漏洩である。此の方面にあつては官廳又は戰時經濟上の組織體に従業する者に關する、一九一七年五月三日の布告が今日尙施行されて居るのである。

私的の結合の運命は非常に困難な形を執るものと思はれる (第三十四節竝に第三十五節を参照ありたい)。是等の結合は諸般の勢力の公法的集結に直面するとき其の存在の色はあつたから襤せざるを得ない。例へば今日でも尙カルテルに殘留することあるべき任務の如きは非常に曖昧不定であるのであるが、結局に於て是等の私法的結合も存置されるのであつて、獨り存続するものとして法律秩序に由つて承認されるのみに止まらず、今後も舊來と同様保護を受けるものである。けれども此のことは決して法律秩序の、此の部分に獨立した修正を施すことを阻却するもの

ではないのである（商事會社、營利組合及經濟組合の法律の分野上に於ける處置に關する一九三九年九月四日の命令を參照）。ヘーデマンの論文（Hedemann, Deutsche Justiz, S. 1522 Ziffer 6）中には戰時に於ける結合制度に關する最初の概括的觀察がある。

二、國家と立法

(a) 國家が現代の時世に於て占めることを余儀なくされる地位に顧みるときは、國家を代表する最高の機關（oberste Repräsentation des Staates）を整備する必要のあることが明白となつた。其の先頭に位置するものが總統兼國宰相であることは從來と同様であるが、八月二十八日及三十日の兩度の布告中で總統は行政並に官廳の組織に進むべき道を指示したのである。即ち最高の機關として指定されたのは國防參議院（Ministerrat für die Reichsverteidigung）であつて、是はゲーリング元帥の議長の下に總統代理、國行政總監（Generalbevollmächtigte für die Reichsverwaltung）（是は其の時の國內務大臣である）、國經濟總監（Generalbevollmächtigte für die Wirtschaft）是は其の時の國經濟大臣である）、國宰相府官房長（Chef der Reichskanzlei）及び國軍總司令官（Chef des Oberkommandos der Wehrmacht）を以て組織される。此の最高會議が法律秩序の上にも支配權を有するものであることは其の全權中に決定されてあるのだけれども總統は場合に由つては國政府又は國議會を通じて法律を議決することを自分に留保して居る。國の領土は更に十八日の國防管區（Wehrkreis）に分たれ、其の先頭に

は一般的國土防衛の全體に互つて同時に「國防參議院の機關」として國防管理官（Reichsverteidigungskommissar）が存在する（國防管理官の任設に關する一九三九年九月一日の命令）。各國防管理官には一個の國防委員會（Verteidigungskommissar）が附置されて居て、此の國防委員會は國防管理官に「意見を述べ、國防管理官が當該國防管區に於ける一般的國防を統一的に指導するに當つて、國防管理官を補佐することを必要とす」るものである。此の多頭の委員會は寧ろ黒幕の裡にあるものと豫想されるのであるが、之に反し國防管理官が特定の任務の分野について任設することの出来る「特別委員」（Beauftragte）は著しく表面に現はれるものである。

國防委員會並に受任委員の法律上の地位に關する詳細は一九三九年九月二十二日の指令にくわしい。此の場合に於ても施設の將來擴張されるのを豫期しない譯にはいかないことは素より言を俟たない。他の半面に於ては舊來の官廳の構成には明瞭に連絡の糸が繋がつて居るものである。經濟區の形成については第六節を、特定の分野についての「總監」と「國管理官」の典型については第五節の三を參照せられたい。——經濟法の分野上に於ける新しい官廳の組織體に關しては次の三に記す所を參照。

「官僚主義のモロッホ（譯者註莫大な人命の犠牲を要求する神の名）」については本書中「國の工作方法」に關する章の先頭で論ずる所があつた（第五節の一）を參照。尙職能團體的組織の範圍についても第三十九節の一を參照。之には總統並に國宰相は前掲の二つの布告の前者、即ち「行政の簡略に關する布告」中で直ち

に反對して居るのである。即ち此の布告では其の先頭に「本職はすべての官廳が全力を傾注し、官僚的障壁より脱却して敏速なる裁決を爲すことを期待するものなり」と云ふ句が置かれてあるし、更に續いて「國の最高の官廳の長官は其の官廳の協同作業が圓滑に行はれ、且國家の指導にとつて不利なる如何なる遅延も生ぜざることにつき本職に對して責任を負ふものとす」と云つてある。かやうに表示された軌道内に於て既に多數の施行令が發せられて居るのであるが、併し將來に於ても國家政策上の極度の實行力を以てして、此の大切な目標をば始終眼中に留めて置くことを必要とするものと考へられるのである。

從來の例。前記の一九三九年九月二十二日の指令に曰く、「國防管理官の任命も、はたまた國防管理官の特別委員の任命も新しき勤務所 (Dienststelle) の設置を招來することを得ず。……特別委員は専ら總監が國の行政につき定めたる勤務所の官廳的施設の補助を受けて、其の事務を執行することを必要とするものとす」と。——司法の分野上に於ける一九三九年九月一日の所謂簡略令。

ポーランドの領土を占領すること因つて國家の施設にとつては、全然新しい種類の任務が生ずることゝなつた。だが若干の點に於ては一九一四年乃至一八年の前世界大戰當時に於ける經驗に結び付けることが出來やうかと思ふ。蓋し當時にあつても所謂「占領地帯」に於ては、即ち例へば「ワルシャワ總督管區」については独自の民政 (Zivilverwaltung) が布かれて居たものであ

るからである。現在の發端としては一九三九年十月十二日の指導者の布告、總督、國大臣フランク。

(b)、國家の施設の任務の範圍

國家の施設の任務の範圍が戰爭の經驗と云ふ旗幟の下に著しく擴張されたのは素より言を俟たない所であるが、國防と云ふ新しい任務と平和的行政と云ふ古い任務とは明瞭に區別されるものである。其の最高の原則は八月二十八日の總統の布告中に結晶されてあるのであるが、其の文に曰く、「國、邦、地方團體及公法上の團體の勤務所に於てはすべて、國防と關聯する任務は他のすべての仕事に優先するものとす、國防以外の任務は現存する人員の標準に従つて續行せらるゝものとす」と。經濟法は戰時行政と平時行政との限界線上に在るものであるが、従前既にアウタルキの旗幟の下にあつたすべての現象は一舉にして高い意義を有することゝなるものである (第十九節の三を參照。(1)、貯藏經濟、(2)、貯藏品の秩序的分配(3)、補充資料の供給、(4)、輸出入の調和、(5)、人の勞力の集中)。かくの如くにして平時に於て既に一九一四年乃至一八年の世界大戰の經驗の印象の下に、「戰爭の場合に對する經濟上の軍備」たるものとして通用して居る所のものが、今日では直接現在に移して増大させられて居るのである (第二十節の三の(b)を參照。(1)、施設の可動性、(2)、見通しの確保、(3)、財政の爲の配慮、(4)、倉庫管理、(5)、工業上の施設の適應、(6)、官廳の施設の適應、(7)、使用することの出來る一切の人的資材の用意)。

新しい獨立的現象の澤山あるのを期待することが出来る。今日既に極めていろ／＼の方向に於

て諸般の例を存する。即ち「所得税の戦時割増」に由る財政施設の強化（一九三九年九月四日の戦時経済令第二章）、流通する支拂手段の強化、一及二の Renten マルクを以てする Renten 銀行券の發行に關する一九三九年九月四日の獨逸 Renten 銀行の告示。財政上の保障（第十六節の（一）を參照）の供與。例へば穀物市場の秩序について（二億ライヒスマルク、一九三九年九月一日の命令）。——さうくの任務の範圍についての別段の例は以下に於てくわしい。

(c)、從來の戦時経済上の立法に關する概観

從來の立法の相貌は極めて區々であるが、其の永久的の性質を有して居るのは非常に少數の法律命令に限られ、多くのものは寧ろ單なる一時的の事に止まるものでなければ、傳來の法を只二三の點に於て戦争の最初の要請に適應せしめやうと試みて居るつぎはぎ細工に外ならないのである。かやうに一面では明確にして變更すべからざる規範を求める傾向を看取することが出來ると共に、他面に於ては「例外の承認」又は其の他の「例外」などが當初から規定されて居ることに由つて或る程度の屈撓性を見て取ることが出來ると云ふ點に於ても、（避けることの出來ない）不平等を存するものである。一面には細緻の點に互つての細目的規律があるのに、他面には總括的な「一般的條項」が選ばれて居ると云ふが如きも亦、同じ方向に在るものであると云はなければならぬ。

細緻な點に互つての細目的規律はとりわけ届出の義務、差押、割當等に由つて「資料」を峻烈に捕捉する場合に必要とするのであるが、此の場合にあつては同時にまた「定義」(Definition)

(概念規定、第七節の(二)の(2)、第三十三節の(二)を參照)の技術が行はれるのである。無數の中から一例を擧げると「Gewebe und Gewirke sind dann als abgepasst anzusehen, wenn Meterware durch Einfassen, Säumen oder Beketteln gegen Ausfransen und dergleichen geschützt worden ist, oder wenn die Ware abgepasst bedruckt oder gewebt ist, (一九三九年九月九日の紡績業特別委員の第一告示)。
——「一般的條項」については第八節を參照せられたる。

けれども之を要するに僅々數週間の今迄の立法上の仕事は、一つの眞剣で且力強い印象を與へる。此のことは以下に於て行はれて居るやうに、是等の戦時経済上の立法のさうくの進路を念頭に置いて考へて見ると、特にはつきりと判つて來ることがある。

(1)、基本的要素の抽出

是は一九三九年九月四日の戦時経済令の企てた所である。此の命令は國防參議院 (Ministerrat für die Reichsverteidigung) の初めての立法上の仕事であつて、卒直で且嚴肅な前文に續けて間歇的に、(I)、戦争に有害な行動、(II)、戦時税、(III)、戦時賃金、(IV)、戦時價格の四つのもを取扱つて居る。

かやうにして此の四つの分野上に於ては將來の爲の端緒が與へられた譯である。——其の前文に曰く、「祖國の國境を保全せんが爲には、苟も獨逸の同胞たる者が最大限度の犠牲を拂ふこと必要なり。われ等が軍人は其の貴き生命を傾注して武器を以て祖國防衛の大任を果しつゝあり。此の献身的行動の如何に大なる犠牲なるかを顧みるときは己れの勞力と資力の全部を傾け盡して

民族と國とに提供して、因つて以て規律正しき經濟生活の續行を保障するは、銃後に於けるすべての同胞の自明的の義務たらずんばならず。是が爲にはとりわけすべての同胞が其の生活並に經濟的生活基準に相當の制限を課すること肝要なりとす」と。

(2)、所要の組織體の構成

普通の國家的政策 (a) に論じてある所を參照) の爲に役立つ大きな卓越した組織の外に、新しい經濟組織を造り上げること又は古い經濟組織を改造することに全力が傾注されつゝある (詳細は次の三に記する所を參照されたい)。是が基礎を成すものは既に八月十八日に制定公布された、一九三四年の模範 (Vorbild) と連絡を持つ、商品の取引に關する命令と、八月二十七日の經濟行政に關する命令との二つの命令である。

前者はライヒスアンツァイガアを一瞥すればすぐ判るやうに極めていろ／＼の經濟上の分野に於ける澤山の新しい形態を齎すものであつて、一九三四年當時の「監督局」(Überwachungsstelle) (第十五節の二を參照) を「中央局」(Reichsstelle) に變形したのである。——第二の命令は戰時經濟令に於けると同じやうに間歇的に新しい組織上の地位を設け、若は又從來の編成中に内部的構築を行つて居るのであるが、此の命令については既に澤山の施行令が公布されて居るのである (第一のものは八月二十七日すぐに、第二のものは九月一日にそれ／＼制定公布)。將來も引續いて整備が行はれるものと期待されて居る。

(3)、國軍並に人民の給養 (Versorgung) の目標

立法事業の内部に於ける敏速な變動の一例は此の點に現はれて居る。最初の立法上の行爲は、經濟總監の八月二十七日に公布した獨逸國民の生活上重要なる需要品の假の確保に關する命令であつて、十四の連續的に列擧してある食料品や消耗品 (パン、馬鈴薯、石鹼、煖房用石炭等の如し) につき國民の生活の全體を捕捉する「購入券の義務」(Bezugscheinpflicht) を規定して居るのである。だが此の命令は其の後に殆ど全然時世後れとなつて了つて、個々の必需品についての特別の規定の代る所となり此の傾向は今日尙完結に近づいたとも思はれないのである。

九月七日には穀物、家畜、牛乳其の他に關するかくの如き特別の命令が九つも制定公布されたのであるが、是等の命令は相互非常によく相似て居て、即ち一つの型にはまつた特色を有するものである。それで最初は購入券 (Bezugsschein) であつたものが今度はパン、肉其の他についての「切符」(Reichskarte) がそれに代ることとなつた。最初の基本的命令 (生活必需品に關する命令) の無用になつたことは、一九三九年九月二十二日の「部分的廢止に關する」命令中に表明されて居るのであるが、素より是亦決して完結を意味するものではないのである。加之看過する譯にはいかないのは、基本的命令が法律的理論的特色にとつては今後も依然として重大な意義を保有するものであると云ふことである (「購入權」(Bezugsberechtigung) の法律的性質等)。其の後一九三九年十月十八日には國有財産 (Staatsgut) に關する命令が制定公布されるに至つた。

國食糧生産業職能團體の分野上に於ける「公の管理」(öffentliche Bewirtschaftung)と關係を持つ命令の層も亦「給養」の關係に屬するものである。此の點に於ける基本法は、農業上の生産物の公の管理に關する八月二十七日の命令、電力の供給の保全に關する九月三日の命令及是と一對の命令たるものとしてガスの供給の保全に關する九月二十日の命令である。

(4)、一般的の給付義務

若し國民全體が戦争に従事しつゝある民族の爲の奉仕に身を委ねることをしなかつたとしたら、給養の目的、否、總じて戦時經濟の目的は全然追求することは出来ないであらうと考へられる。戦争を以て何か純然たる軍事上の事柄にのみ限られるものであるかのやうに見る考へ方は、もはや全然時代後れの考であつて(第二十節を参照)、今日では勞働奉仕義務(Arbeitsleistungspflicht)の立法事業の外に(第二十九節の二の(b)の(4)、其の立法的繼續としては補遺の五の(c)を参照)、新な法文より成る一九三九年九月一日の國給付法(Reichleistungsgesetz)は大きな基礎を成すものである。

是は一九三八年七月十三日の國防給付法(Wehrleistungsgesetz)の一種の徹底的修正である。其の效果に關する詳細は以下補遺の五の(b)に記する所を参照ありたい。特別の現象は防空奉仕義務(Luftschutzdienstpflicht)(其の土臺は既に一九三五年當時に存する。現在では一九三九年九月一日の第一次施行令)。——損害の賠償に關する假の基本法、即ち一九三九年九月一日の人的損害法及一九三九年九月十四日の物的損害法は、一般的給付義務の範圍内に於て個人の致すことを必

要とする「犠牲」と或る關係に在るものである。施行令は現に準備が進行中で將來期して待つべきものがある。詳細は補遺の四の(d)の(3)を参照。

(5)、經濟上の秩序の刑法的保護

「經濟刑法」と云ふ特殊の法域の發生したことにについては既に第九節で述べた。所が戦争と云ふものは特別の要請と特別の危険とを伴ふものである以上、此の經濟刑法の點に於ても烈しい擴張が行はれるものと思はれる。即ち既に(1)の下に於て論じた戦時經濟令の如きも峻嚴な規定を先頭に置いて居るのであつて、即ち「人民の生活上重要な需要品に屬する原料品若は生産品を滅却、轉匿若は保留し、之に因つて害意を以て(Boswillig)此の需要品の需要の充足を脅威したる者は重懲役又は輕懲役に處す。情狀特に重き場合は死刑を言渡すことを得」と規定して居るのであるが、其の後の經濟法的法律も大抵は其の規定の末尾に刑法的制裁を斷念する譯にはいかないものであつて、此の刑法的終末條項は殆ど既に紋切型と云つたやうな特色をさへ有するに至つて居るのである。

國民に對する有害分子(Volksschädling)の取締に關する一九三九年九月五日の命令も重要である。此の命令に掲げてある「公共に危険なる犯罪」(Gemeingefährlicher Verbrechen)と云ふ概念は「獨逸國民の抗拒力」に加害する虞ある犯罪の謂であつて、とりわけ、所謂經濟上の怠業(Wirtschaftssabotage)をも包括するものである。——秩序罰の典型(第九節の三を参照)についても著しい發達を豫期することが出来るのであるが、秩序罰は戦時の最近の立法に於ても國家罰

(Staatsstrafe) (刑事罰 (Kriminalstrafe)) と明確に區別されて居るのである。それと相似て居るのは特に經濟法的な強制罰 (Erzwingungsstrafe) であつて、例へば電力供給に關する一九三九年九月三日の命令第十四條には、「中央局 (Reichsstelle) は強制罰、又は直接の強制を以て企業及企業の責任ある指揮者に己れの指令の遵守を督勵することを得るものとし、此の強制罰の最上限は無制限とす」と規定してあるし、一九三九年九月二十日のガス供給に關する命令の第十條も亦同様である。

(6)、敵國に對する經濟戰の爲の法律的基礎

此の法域を「法律的に」捕捉するやり方には非常な動搖があるのであるが、此の重大な法域上に於ける獨逸側の第一歩は熟慮の餘に出づる、徹頭徹尾合法的の軌道を辿つて居る。一九三九年八月二十八日の捕獲立法 (Prisongesetzgebung) を以てして行はれたのであるが、イギリス政府が一九一四年乃至一八年の前世界大戰當時やつてのけたと同じ處置を今度の戰爭にも反覆して、海戦上の經濟的處分を非常に擴張した結果として、獨逸の捕獲法も非常に敏速に改正することを余儀なくされることとなつた。

八月二十八日の姉妹法、捕獲法と捕獲審檢所法 (Prisonordnung u. Prisengerichtsordnung)。前者の改正法は一九三九年九月十二日の法律。更に將來擴張整備されるのを期して待つべきものがある。尙詳細は補遺の六の(9)の(4)を參照。

(7)、假の總括

今迄の資料中で既に期待せらるべき戰時經濟立法の範圍を明かにするに足るのであるが、併し是等の資料は常に過去の法律的基礎に連繫されてあるのであるし、また連繫されることが出来るものである。

平時に於ける經濟法の立法方法に關する第七節を參照。——解釋(第八節の四)を參照)も今日の多くの法律が匆卒の間に立法されたものであるのに顧みるときは、相當大きな意義を有するものと思はれる。だが無用な長々しい疑義と爭議とを豫防する爲には、「權威ある」解釋 (‘authoritative, Auslegung’) が推稱に値する方法たるものである。裁判所の構成及司法に關する一九三九年九月一日の命令第四十四條中に其の例がある。國司法大臣は此の場合に生ずる「疑問」を行政上の方法で裁決することが出来るのであつて、一週間後には早くも既に實際上の適用の第一の場合が生じたのである(一九三九年九月八日の命令)。

法律の資料の饒富であることは直ちに叢書の參考書を生ずるに至らしめた。即ち連續的な、何等かの系統的秩序を有する法律及命令の彙纂類集が澤山に現はれつゝある。——其の整備擴張を豫期することが出来る。差當つての所では、(1). Die neuen Kriegsgesetze für Praxis und Wirtschaft zusammengestellt von Sachbearbeitern aus den Reichsministerien, Herausgeg. von Staatssekretär Freisler und Ministerialrat Krug; Verlag de Gruyter. —— (2). Hoche, Deutsches Kriegrecht,

umfassende Textsammlung der gesamten kriegsrechtlichen Gesetze; Verlag Valhen. — (3). Noack, Reichsverteidigungsgesetze, herausgeg. vom NSRB, Loseblattausgabe; Verlag Deutscher Rechtsverlag. — (4). Das Reich in Bereitschaft, Einzelhefte oder-Bände, herausgeg. von Stuckart. — (5). Rieger-Hemmersbach, Kriegswirtschaftsgesetze, Praktisches Hand und Nachschlagewerk mit zweckmäßigen Erläuterungen, Loseblattausgabe; Verlag Valhen. — Kommentar in Loseblattform ist von den Staatssekretären Dr. Posse, Dr. Syrup, Dr. Landfried und Backe angekündigt (Verlage Beck und Elsner).等。

三、戦時關係に對する經濟上の組織の適應

(a)、根本方針

國の最高の代表に役立つ國家政策上の組織については既に二の(a)の下に於て述べた。今度は二等若は三等の等級に屬する特に經濟的な組織について通觀して見ることにする。是等の經濟的組織の「戰略的展開」が今日まだ完結して居ないことは合點の出來ることである。即ち編制の改善や「管轄」の變更の行はれるのを豫期しなければならぬのである。

經濟上の組織の根本方針は明白である。即ち中央集權(「一切の經濟上の處置の統一的規整」、官僚主義の回避(補遺の二の(a)を参照)、よろゝの組織、特に國家的組織と職能團體的組織並に軍政、

民政の協同作業(補遺の二の(c)を参照)等である。けれども管轄についての疑義や爭議は隨分起ることのあるのを避ける譯には「くま」と思ふ。

結合についての配慮は經濟總監の手に存する權限である。「戦時經濟上の組織」に關する優れた概括的觀察として Burandt, ZAkad. 1939 S. 602 がある。其の他の參考書は將來に期待せざるを得なす。

(b)、組織の梯隊的配置

經濟組織の革新を担つて居る二つの主なる命令は、既に補遺の二の(2)で論じた所である。此の二つの命令からして施設が上から下へとどう云ふ風に發達して行つて居るかと云ふことは、最も近い關係を持つて居る者、例へば國經濟大臣の主管の範圍について之を明かにすることが出来る。即ち「經濟總監 (Generalbevollmächtigte für die Wirtschaft)」が制定公布した經濟行政に關する基本的の命令中に於ては、國經濟大臣(經濟總監と一體である)は尙國食糧及農業大臣や國山林局長官と相並び存する存在であるやうに思はれるのであるが、次に國經濟大臣は其の「主管の範圍」について同じ日附を以て第一次の施行令を制定公布して居る。此の施行令中では最初下に向つての最も手近な等級として「被授權官廳」(ermächtigte Stelle)が列擧されてある。即ち澤山の「中央局」(Reichsstelle) (以下に記する所を参照)であり、次に「紡績原料業特別委員」(Sonderbeauftragte für die Spinnstoffwirtschaft) (是亦以下に於て記する所を参照)があり、最後に「國電力業管理官」(Reichskommissar für die Elekt-

rizitätswirtschaft)がある。次に別の等級が上つて行つて居るのであつて、「官廳と經濟の自主的管理の組織體」が相並び續いて居り、「被授權官廳」は是等のものに指令を與へることが出来るのであり、即ち是等の組織體は或る程度迄「被授權官廳」に隸屬するものである。此の點に於て有機的形作物の多彩であることが一層甚しく現はれて居る次第であるが、同時に數年來既に成立して居る形作物への殆ど一巡的の連繫が現はれて居るのである。蓋し最高の鑛業官廳、經濟會議所、工業及商業會議所、手工業會議所、「集團」(Gruppe)から出て居る或る種の組織體(集團並に會議所に關しては第三十九節の三、^(c)同四を參照ありたい)、其の外外國貿易官廳、外國爲替官廳及技術的監督の事務所等である。是等の等級組織と相並んで更に「地方經濟監督局」(Bezirkswirtschaftsamt)が現はれて居る。此の地方經濟監督局はまた可也に遠く上の方迄編入することを必要とするものであることは、既に經濟行政に關する命令からして明白になつて居る通りである(第二章)。其の任務とする所は第一次施行令中に長々と列擧されてある。即ち「工業の重要な經營や商業及手工業の缺くべからざる經營の生産能力並に動力の供給の確保、石炭並に其の他の燃料の消費の統制の實施等である。地方經濟監督局の上位に位するものであることは、例へば曩に既に擧げた協同工作の準則(補遺の^(c)を參照)の文中中に表明されて居る。即ち「地方經濟監督局は經營の保全、特に勞力、運輸機關、動力の保全、貯藏の監督其の他に工業會議所及商業會議所を使用す」と規定してあるのである。

營業經濟の範圍よりする區分の別段の例。こゝでは中核體を成すものは所謂「中央局」Reichs-

stelle)であるが、それは「監督局」(Überwachungsstelle)の設置に關する一九三四年九月四日の命令(第十五節の^(二)を參照)に迄遡るものである。それが「中央局」に變形されたのは一九三九年八月十八日の商品取引に關する命令の基礎に行はれたものである(尙 Reichsanzeiger Nr. 129 に於ける商品取引の監督及規律の爲の中央局に關する告示をも參照)。中央局を代表し、之を指揮する「國特別委員」(Reichsbeauftragte)及「顧問會」(Beirat)に由る現在の中央局の加補も亦一九三四年の立法上の財寶であり、今や一九三九年の新しい命令中に收容されたのである。時には此の場合にあつても營業經濟の職能團體的組織との結合が造り出されてある。例へば「金屬工業中央局」(Reichsstelle für Metalle)は一九三九年九月三日の指令中でアルミニウム鑛石並に若干の其の他の原料の「分配」を明示的に「金屬工業經濟集團」(Wirtschaftsgruppe Metallindustrie)に委任したのである。——加之監督機關から出て來た中央局の外にも更に他の「中央局」、例へば電力業の分野に於けるものが生じて居るのである(一九三九年九月三日の命令)。其の外國食糧生産業職能團體の如きも若干の「中央局」を有して居る(第三十八節の^(五)の^(c)を參照)。是等のものゝすべてを區別すると云ふことは、局外に在る者にとつては非常に困難である。

營業經濟の中央局からは更にまた「分配機關」(Verteilungsstelle)を派出することが出来る。此の分配機關は其の中央局に由つて「設立」されるのであつて、其の際「營業經濟の組織の區分の

介入」にも想到されるものである。逆に數個の類似した中央局（羊毛、木綿、絹、被服等についてのその如き）に上方から總括して之を一人の「特別委員」(Sonderbeauftragte)の下に置くことが出来る。兩者の例としては紡績材料業 (Spinnstoffwirtschaft) である(紡績材料業の爲の特別委員の設置に關する一九三九年九月三日の命令、並に分配機關の設置に關する一九三九年九月四日の特別委員の指令第二號)。即ち此の場合にあつても上から下へ向つての明瞭な梯隊配置たるものである。

(c)、國食糧生産業職能團體の分野上に於ける發達は、幾分か靜穩に進行せんことを欲するのであるやうに見受けられる。とは云ふもの、此の場合にあつても「官廳的」組織は特有の職能團體的管理に先だつて、若はそれと相並んで「公的管理」(öffentliche Bewirtschaftung)と云ふ標語(補遺の(一)の(b)を参照)と相携へて鈍い歩みを續けるものである。「食糧監督局」(Ernährungsamt)は澤山の任務を委任されて居るのであるが(補遺の(二)の(c)の(3)に擧げてある八月二十七日の命令に由つてある)、是等の任務は生産者が經濟を行ふのを監督し、其の面倒を見てやるのと、最後の消費者に迄通ずる消費の統制を行ふのとに分れて居る。けれども同時に職能團體的編制、例へば主たる團體とか、經濟組合等の如きもの(第三十八節の(五)の(b)を参照)は引續き重要な作用を保有せしめられるものである(前記の命令第六條以下)。

(d)、營業經濟や若は商法の分野などに於ける私的の結合(第三十四節、第三十五節)は可也等閑に

附せられる次第であるが、是等の結合も原則として維持されるものであることは既に述べた通りである(補遺の(一)の(d))。注意すべきことはいろいろの企業又はいろいろの結合(カルテル若は其の他之に類するもの)を共同の任務や共同の仕事の爲に集結する旨を規定して居る經濟大臣の命令である。

營業經濟に於ける共同の仕事に關する一九三九年九月四日の命令。此の命令は仕事の缺乏して居る箇所についてのみ適用される見込である。是と相並んで一九三三年の強制カルテル法(第三十五節の(二)の(d))が引續き施行されて居る。即ち例へば一九三九年九月五日に作成された「協同體包装紙」(Gemeinschaft Packpapier)は新しい命令を根據とするものではなくて、一九三三年の法律を根據とするものである。

戰時經濟上の組織體の多くの點について然るのと同じやうに、此の場合にあつても一九一四年乃至一八年の前世界大戰との或る程度の相似が現はれて居る。當時にあつては「強制カルテル」又は「協同體的機構」の法律的典型の爲に基石が置かれた。例へば製靴工業の爲には一九一七年三月一七日の布告中で、「國宰相は各種の靴製品の製造人が既に一九一四年八月一日以前に靴製品を製造したるものなるときは、其の承諾なきも尙之を「組合」に統合し、之に課するに製造の統制と、使用し得らるゝ原料や國民經濟上の需要に應じての販賣とを以てするの權を委任せらるゝものとす」と規定してあるのである。

四、差押並に分配組織

(a)、概観

此の新しい二重のテーマを以てして記述は著しく私法の範圍に近迫するものであつて、よし「公法」は此の際徹頭徹尾推進力たることを失はないにしても、記述はかくとも私法上の問題にも觸れられることとなるものである。其の目的事項から云ふと、こゝで問題となつて居る發展は其の影響の及ぶ所到底見通すことが出来ないものがある。本書第二編の第二章で論じた「基礎的事項」(第二十四節以下)、即ち私有財産、土地並に原料、金錢、價格、人の勞力、經營に於て集結される人の集團の全般に互つての動作などはすべて、差押と分配との組織並に之に關聯する一切の事項と何等か相觸れる所があるのである。

(1)、此の場合に最初から念頭に置いてかゝらなければならぬのは動的特徴(dynamischer Zug)と云ふことである。即ち靜的考察(statische Betrachtung)たるものではなく、靜止して居る法益の法律的包容(rechtliche Umklammerung)(第二十四節の三の(1)を参照)たるものでもなく、寧ろ生成(Warben)であり、極度の多彩と著大な延長とを有する經過(Ablauf)たるものなのである。所が此の經過は一舉手一投足毎に羈束されるものである。法律的羈絆に羈束されるのである。蓋し此の場合にあつてもまた法律、命令、とりわけ「中央局」や之に類似の經濟を行ふ機關であつて極めて精緻に考案

された組織を荷つて居るもの、發する。大抵はライヒスアンツァイゲル紙上に公告される澤山の指令が存在するからである。けれども同時に此の場合にあつても、多くの事柄は「アウタルキー」(第九節)とか、「四ヶ年計畫」(第四節の四)とか、「戦争の場合の爲の準備」(第二十節)とか云ふ旗幟の下に、久しい以前から準備されて居たものであると云ふ認識が、また生ずるのである。

一九一四年乃至一八年の世界大戰當時の幾多の資料も亦法律上の點にかけても、數多くの教訓を包藏して居る。只今擧げたライヒスアンツァイゲル紙上に於ける非常に多くの指令の如きも、最も明瞭に當時の處分を想起せしめるものである。當時一切の事柄を規律する規定がどんなに極く細緻な點に迄立入つたかと云ふこと、そして戦争の末期に至る程どんなに其の勢を増して行つたかと云ふことは、多くの事例中の一つとして「遍歴の方法に於てする人毛の買入に關する一九一八年十一月四日の布告」などの例が明白ならしめるに足りるかと思ふ。當時聯邦參議院は「陸軍省又は軍の指揮官の命令が禁止せざる限りかくの如き商賣を許可する」旨を議決したので、次いで「人毛は買入の場所に於て直ちに紙囊中に收むることを必要とす」。更に「紙囊は軍政當局の指定する蒐集官署に交付すべきものとし、此の官署は其の或は存する發病素を滅却するに足る丈の即時の消毒處置に配慮することを必要とす」と云ふ詳細な規定を見るに至つたのである。

注意に値するだけの參考書は當時既に刊行されて居た。エルンスト・ハイマン並にハインリヒ・レーマンの著書の如きは緒論の(6)の末尾に既に掲げて置いた。„Kriegsbuch“, Güttele-Schlegelberger

も亦然り。Richard Kahn, Rechtsbegriffe der Kriegswirtschaft, 1918 の如きも明快で、法律學的理論的方面に努力を積んで居るのである。

(2)「経過」は自然に現存するが儘のものである。即ち原料の占有者から加工者へ、加工者から卸商へ、卸商から小賣商へ、小賣商から消費者へと云ふ順序である。けれどもそれは「組織され」、實質化されるのであり、其の間に「官署」、即ち曩に擧げた「中央局」、「分配所」、「需要所」(Bedarfsstelle)等が介入する。其の全體の上には供給思想が存し、此の供給思想が「経過」を進行せしめるのである。此の思想が例へば貯藏品や若は製造品の保留を相手とし闘ふのである。此の思想がまた製造の禁止並に加工の禁止と相並んで製造の義務をも設けるのである。そして此の思想が最後の消費者たる同胞に迄到達せしめるものである。此の點に於て此の戦時經濟上の形態はそれ自體既に著しく統制力を持つて居る平時的現象と區別される。國食糧生産業職能團體が其の網をどんなに廣く張り廻らしたか、獨り原始的生産者のみに止まらず、どんなに加工者や小賣商迄をも包含せしめたことであつたか、併し國食糧生産業職能團體は消費者の大きな層に直面してどんなに停止したか、それ等のことは本書中で既に述べた。併し今差押制度と分配制度の全體中には消費者の大群も包含されて居るのであり、更に所に由つては、法律的規律の範圍内で消費者が主人公として現はれて來るのである。

かやうな次第で法律的規律も亦取引の旗幟の下に立つものである。多くの事項の出發點は是亦既に屢々援用された商品の取引に關する一九三九年八月十八日の命令であつて、此の命令は同時

に平時の法律秩序との聯繫を齎すものである。蓋し此の命令は一九三四年に迄遡るものであるからである。此の年に國經濟大臣に與へられた(第七節の四)に字句の末に至る迄其の儘引用してある)大授權(Grossermächtigung)を利用して國經濟大臣は同じ年の九月四日に商品取引に關する第一次命令を制定公布し、其の劈頭に於て(一九三九年の新法文中で字句の末に至る迄反覆されて居る)、「國經濟大臣は商品を以ての取引を監督し、規律し、特に其の供給、分配、貯藏、販賣及消費に關する規定を設くるの權を委任せらるゝものとす」と規定して居る。此の場合に經濟生活にたづさはりつゝある同胞各個人に對して要求される所の一切は、「違反行爲」についての澤山の處罰の制裁中に間接に表明される譯である(第十二條、現在では一九三四年當時に比較して擴張されて居るのである)。

(3)、國家と私的の世界とは差押制度並に分配制度の規律を爲すに當つて絶えず相會合するものである。曩の關係に於て國家の工作方法として、監督方法として表示された所のもの(第十三節の一)、即ち報告、届出、引渡、記帳等の義務を以てして、國家は常に個々の同胞並に其の經營の場所に接近する。けれども此の個人は其の所有權に於て取締られ、其の經常的契約に於て取締られ、其の法律上の行動に於て取締られるものである。

差押の處分並に之に類似の處分の締結された契約に及ぼす作用は、それ自體一つの題目を成す問題である。無効か。それとも「裁判官の契約介補」(richterliche Vertragshilfe)(第十節の六)

(d) であるか。民法上の理論の意味に於ての引渡の「不能」であるか。事情の變動を援用する權利の約款 (Clausura rebus sic stantibus) (第三十二節の三)の末尾を参照) であるか。等。之については一九一四年乃至一八年當時には豊富な資料が生じた。——批評的の點、「訴訟に由る救済」の遮断 (第十節の六) (b) を参照)。現在では直ちにまた、例へば補遺の二の(4)に擧げてあるやうな國給付法 (第二十七條第三項) が「報償」及「賠償」について規定して居るのである。

(b)、差押

差押は原料品の占有者並に加工者、小賣商について行はれる所のもの、中核的存在に外ならない。即ち差押は現存して居る戰時經濟上の重要な財貨の最初の捕捉であり、假の固定である。其の他の一切も存在することであらう。

(1)、「差押」は此のやうな一時的の性質を有するからこそ——今や法律上の概念より以上に理解されて——危険を孕むものである。是は一九一四年乃至一八年當時既にさうであつた。當時は間もなくすぐに其の公用徴收と異なるものであることが理解されたのである。公用徴收と云ふのは既成の或るものである。即ちフランス語に所謂フェー・タックムブリ (fait accompli) である。公用徴收は威嚇的存在として單なる「差押」の背後に控へて居る。(無賠償の) 收公の宣言 (Verfallserklärung) の一層昂揚された形態で控へて居るのである。之に反し差押は一つの未決定の状態たるものであつて、法律的の意味に於ても亦さうであり、民法の理論に於けると同様停止條件の場合に於ける立場たるもの

である。民法の停止條件について義務者が爾後の處分を中止するか、又は少くとも己れの危険を以て之を行はなければならぬのと同じやうに (民法第六十一條)、差押の下に置かれた者も例へば加工の禁止若は轉賣の禁止の旗幟の下に立つものである。

單なる差押と現實の公用徴收との間の相違は世界大戰中に、アントワープの港内に存在する、獨逸の官憲 (ベルギー占領の) に由つて「差押へられた」貯藏品が暴風に因る海嘯の爲に滅却され、又は毀損されるに及んで極く單純な民法上の問題について、初めて顯著となつて來たのである。當時損害の賠償を確認する爲に設置された「國賠償委員會」は、此の貯藏品の私法上の所有者はまだ此の差押へられた財貨の「所有者」たることを失つては居ないのであるから、危険も亦まだみづから負担することを必要とするものであると裁決したのである。

獨り此の問題についてのみに止まらず、多くの實際上の問題にとつても法律の條文を以てする「差押」の定義が非常に重きを爲すものである。けれどもこゝには妨害的な、恐らくは經濟的の見地からはよく理解することの出来る、然も法律的には危険な沈黙が行はれて居る。其の發足點は國給付法 (補遺の二) (4) を参照) 第二十四條である。是と連繫して中央局の指令中には往々にして (一九一四年乃至一八年の法文を想起せしめるやうな) 文式が存在する。此の文式は例へば皮革業について、「差押は差押へられたる商品に關する法律行為にして、皮革業中央局の許可なきに於ては無効たるものなること及びかくの如き許可なきときは以下に別段の定めを存するにあら

ざる限りは、法律行為につき變更を加ふることを得ず、また其の貯藏地に變更を加ふることを得ざるものなることの效力を有す。強制執行又は假差押の執行の方法に於て行はるゝ處分は法律行為と同視すべし。即ち法律的處分も事實的處分も禁止するものである。時にはそれが特別の「使用の禁止」又は「加工の制限」に由つて一層分化されて居ることもある。けれどもまた全然個別の文式にぶつかるともある。例へば「化學」中央局の側よりするその如し。何れにしても處分の「暫行性」(Vorläufigkeit)は法律的看着して重要な澤山の問題が加はるものである。物權的處分行爲が禁止されてあるものであるか、それとも單なる債務法上の行爲(民法の構成的見解に於ける賣渡)も亦全然無効たるものなのであるか。少くとも是等の行爲は停止條件が差押の不實施に添加されてある場合には有效なのであるか。差押へられた物件(輸送機關、機械)についての自家用としての使用(Eigengebrauch)は終局的の引渡の行はれる迄は適法なのであるか。細心の保管と云ふことは兎に角此の處分を受けた者の義務なのであつて、指令中にも明示的に言明してあることが随分ある。總括的にのみ言渡されたに止まる製造の禁止並に加工の禁止は時と事物との點に於てどの程度に迄及ぶものであるか。例へば收公(Verfall)の危険に曝されてある材料の場合に於てである。また違反行爲を存する場合に企業者はどの程度迄己れの使用人に代つて責に任ずるものであるか等。此の點に於て、更に多くの「法」が次の時代に發達するものと思はれる。

(2)、差押からして更に提供の義務(Audienungspflicht)、引渡の義務(Ablieferungspflicht)、申出の義務(Anbietungspflicht)へ移る。之に因つて差押へられた物件が再び經濟生活に導かれるのであつて「経過」は再び進行せしめられるものである。是と密接に相接して「割當」(Kontingantierung)、等級形成(Stufenbildung)(不必要な中間取引の排斥?)の問題、獨占形成(Monopolbildung)の問題、協同體の任務の問題などがある。そして是等のすべてのもの、背後に價格形成の問題並に其の或は行はれることあるべき賠償の問題が控へて居るのである。

例、申出の義務に關しては既に第二十四節の四の末尾に記した所を参照せられたい。現在では例へばゴム中央局の指令中に於ける「差押へられたるタイヤの届出並に引渡」がある。——割當「割當」についての一般的記述は第十四節の六に關しては、紙及板紙工場は許可せられたる數量に於てのみバルブに加工することを得(一九三九年九月四日の指令第二條)。——「卸商の供給の獨占」と云ふことについて明示的に言明して居るのは一九三九年九月三日の毛皮製品中央局の指令である。——共同の事業の爲にする集結に關しては既に補遺の三の(6)で述べた。價格の形成並に賠償については次の(d)で論ずる所を参照ありたい。

(3)、一定の生活資材(Lebensgüter)は「差押」(廣義に於ての)と云ふ旗幟の下に於ても特別法の下に置かれる。是は例へば特許について云ひ得られることであつて、特許は技術上の進歩を著しく促進する制度として、軍需工業などには特に甚だ重きを爲す次第であるが、さて特許の根本思想はと云ふ

と、それを利用することが個人、即ち發明者其の人に嚴重に留保されると云ふに在るのであるが、併し事の軍事上重要な發明に關する限りに於ては、さう云ふことであつてはならないので、かくの如き發明は個人の特權圈内に留まらしめることは出来ないものである。此の需要に應ずる丈の處置は、既に平時の爲に設けられてある一九三六年五月五日の特許法が注意深く行つて居るのである(第十一節の(二)の(b))。即ち「國防の目的」に關する場合にあつては、發明者の禁止權(Verbotrecht)、即ち「獨占」を除外する爲には主管國大臣の單なる指令、又は主管國大臣が同業者の他の者に與へたる製造の命令のみを以て足るのである。

特許法第八條には續けて曰く、「然れども特許權者は是等の場合に於ては國に對して相當の報償を請求するの權を有するものとし、此の報償額は妥協の成立せざる場合には訴訟方法を以てして確定す」と。

特別の規律の別段の例としては自動車の利用の擴張に關する一九三九年九月六日の命令がある。けれどもこの場合は既に「公の給付義務」の分野に移つて居るものである(次の五を參照)。碇泊中なる船舶に關する經常的の保險契約(船體、責任義務)は、一九三九年十月三日の命令の定むる所に從つて「休止」する。

(c)、分配

分配は例へば既に述べた「割當額」(Kontingent)の形體に於て原料及製造に際し、即ち經過の劈頭

に行はれるものである。けれども分配が頂點に達し且又其の極度の法律的洗鍊を受けるのは買取人、得意先、消費者の許で初めてである。

原料について行はれる例(屑鐵管理)。特定の鐵及鋼鐵の屑鐵を消費する企業は「獨立して此の屑鐵を買入るゝことを得ざるものとし」、寧ろ是等の企業は其の需要の全部を二つのそれにつき管轄權を有する有限責任會社の許で充足することを必要とするものである。且又此の二つの分配所は「鐵及鋼鐵の中央機關の指令に從ひ、特に其の確定したる屑鐵消費割合に從つて屑鐵の分配を實施するの義務を負ふもの」である(一九三九年九月七日の中央局の指令第四十二號)。尙補遺

(三)の(b)の末尾をも參照(アルミニウムの分配に關する金屬中央局の指令等)。

消費者の範圍(廣義に解釋することを必要とする)にとつては僅々數週間内、否、數日内に購入券竝に切符は一つの日常の現象となつて了つたのであるが、其の細目に於ては今日既に完結はして居ないのである。此の場合重要なのは需要に依る等級別と云ふことである。重労働者(Schwerarbeiter)、極重労働者(Schwerstarbeiter)、兒童、妊婦等の爲にする特權や特別切符の如きは一九一四年乃至一八年の世界大戰の當時に於て、既に行き互つた現象である。今度の戦争でも更に緊密に捕捉され規律されて又もや施行されることとなつた。法律上の點に於ても捕捉するのに最も厄介なのは「自己供給者」(Selbstversorger)の典型である(是亦一九一四年乃至一八年當時に在り)。

立法の敏速な進歩に關しては補遺の(二)の(3)を參照。特に明瞭である(圖表迄も添へて)のは補

遺の(一)(b)に既に擧げてある穀物、牛乳、馬鈴薯其の他についての澤山の單行命令である。新しい立法資料も期待される。

此の場合にあつても多くの細目的問題を存し、是等の問題は法律的に尖鋭化することがあり得るものである。集團の界限。「重労働者」と云ふ概念にはどう云ふことが必要なのであるか。(若干の事項は重労働者、極重労働者、妊婦及授乳中の母、病人及癱疾者に對する特別の追加配給に關する一九三九年九月十六日の命令中に於て假に規律されて居る)。自己供給者の地位は細目に於てどうなるのであるか。農村の自己供給者と都會の肉屋などとの間の相違はどうなるのであるか。自己供給者も已れの配當分に加工し、之を蓄積し、之を交換し、之を賣却することを得るものであるか。其の或は本人に與へられることあるべき許可の切符 (Erlaubniskarte) の意義はどうなのであるか。是は證據文書 (Ausweise) の法律的性質へと到達せしめるものである (購入券、切符、其の相違を具へて)。切符の上に「讓渡することを得ず」と云ふ字句を印刷するのは既に法律的價値を有することである。けれども多くの事項は引續き未解決の儘である。土地及時に關する限界は如何なる意義を有するものであるか。相互的瞭解の方法に於てする追加引渡は許されるのであるか。仲間 (Partner) との法律關係は如何に構成すべきであるか。引渡を求める「請求」は切符に由つては設定されるものではない。けれども一度引渡された上からはそれは通常の種類の債務法上の關係たるものであるか。例へば瑕疵に對する責任並に其の他の契約上の缺點に

對する責任は引續き成立するものであるか。また公法上の半面からは、需要の問題はどの程度まで審査せらるべきものなのであるか。證明書の喪失の場合はどうなのであるか。背後には刑法的規定が存在する。切符又は個々の斷片は如何に分類すべきものなのであるか。等。

此の場合にあつても特別法の下に屬する部分的の分野は常に存するものと思はれる (本節の(3)を參照)。例へば電力並にガスの分配であつて、立法は既に行動を開始して居る。既に殆ど古典的のものとなつて了つて居る「關與を求める權利」(Recht auf Teilhabe) (第二十五節の五の末尾を參照) は場合に由つては制限又は其の完全な除外を甘受しなければならない。蓋し此の場合にあつても需要の程度に依る等級別が行はれて居るからである。

電力の供給に關する一九三九年九月三日の命令第三條に曰く、「中央局は運用し得べき電力の消費者に對する交付を急迫の程度に従つて規律し、……永久的若は一時的に消費者の電力の購入を禁止し、又は電流の受入を制限することを得。云々」(尙第十條をも參照ありたい)。ガスの場合にあつても相似の規定を存する。一九三九年九月二十日の命令、とりわけ第六條。

(d)、價格の形成と損害の賠償

(1)、幾百萬の製造業者や商人や消費者にとつては「價格」(Preis) と云ふことは往々にして其の思惟の中心點に位する次第であるに拘らず、此の點にかけては戰爭への轉回は法律上の點に於ては餘り不意撃たるものではなかつた。蓋し歲月の經過する間に豫め根本的の訓練の積まれたのは、まさしく

此の方面に外ならないからである。されば「價格法」の基礎は本書中に於ても既に今迄の關係（第十節の(二)の(4)の(2)及びとりわけ第二十八節を參照）中に存在して居るのである。戦争の第一の階段に於て新に附け加はつて來たの所ものは、個々の關係にとつては非常に重きを爲す次第ではあるけれども、然も本質的には何等新しい事柄を齎す次第のものではない。素より問題の中には概念的にもつと更に追求することを必要とし、明確に解明することを必要とするものもあるであらう。

此の點にかけても亦一九一四年以後の事例の中には頗る教訓に富むものがある。當時われわれの其の間慣らされた事項即ち最高價格、秩序的な、審査することの出來る計算を基礎としての構成、利益の開きの統制、特別の價格官廳（價格監督官）などのやうなものは全然新規の事柄であつただけけれども、當時の人々は不撓不屈の努力の結果次第に是等の事柄とも慣熟するに至つた。今日でも尙作用を及ぼして居る例を挙げると、價格に關する規定を遵守しないと云ふことは直ちに當該の法律行為の無効と云ふ結果を招來するものであるかそれとも當該の法律行為は價格に關する規定に適應せれば引續き效力を保有するものであるか。即ち此の場合にあつても裁判官の契約介補（richterliche Vertragshilfe）の問題である（補遺の三の(a)の(3)、第十節の六の(d)を參照）。一九一六年當時にあつてはドレスデン控訴院はまだ大審院の進歩的の態度とは異なり、民法第三十四條に依る無効説を墨守するの外はないものとする考であつて、「之に反對する大審院の見解は、契約を締結すると云ふ法律に規定せらるゝことなき強制を認むることゝなるべく、

品物と價格とについての當事者の合意なかりせば、契約の成立を見ることあらざるべきを看過せるものと云はざるべからざるなり」(Bericht Gütthe-Schlagelberger 4 S. 760) と判示して居る。

今日でも尙法文の中には單純な無効を匂はして居るやうなものもある。例へばコーヒー中央局の一九三九年九月九日の指令第一條第二項に「之に反する法律行為は無効とす」とあるが如し。——當時所謂「引受價格」(Übernahmepreis)と云ふやうな形(Figur)も生じ、間もなく經濟上の取引生活の分野の全部を擧げて支配するに至つた。現在此の引受價格なるものは「中央局」の二三の指令中に既に姿を現はして居る。例へば、貴金屬中央局の一九三九年九月十三日の指令第二十號の如し。

(2)、今日戦時の價格法にとつて端緒を成すものは補遺の(二)の(1)に記載した一九三九年九月四日の戦時經濟令であつて、其の冒頭に「各種の財貨並に給付に對する代價並に報償は戦争上の義務を負担せる國民經濟の原則に従つて形成せらるゝものとす」と云つてあるのである（第二十二條）。續いて物價引下術(Preissenkungstaktik)の最初の試みが行はれて居る。是には自己費用の計算(Eigenkostenberechnung)の強化が伴つて居る(特に其の或は存する賃金の節約への適應が伴つて居る)。此の點に於ても平時既に豫め著大な訓練が行はれたものであつて、特に結局價格に對する壓迫と云ふことに歸着する、自己費用の極めて精密な審査を伴ふ公の委任の範圍内に於てのことである。此の基本的の命令も亦簡潔にして明快な條文に於て、「羈束價格」(gebundener Preis)(第二十八節の三の(c)を參照)並

に其の或は存する引下に特別の注意を拂つて居るのである。(第二十五條第一項及第三項)。

個々の經濟上の分野についての特別の規律は此の一般的基礎から出發して綿密な細目的事項へ低下して行つて居る。即ち例へば紡績材料の價格形成に關する一九三九年九月十七日の命令の如きは、其の長々しい表丈でライヒスゲゼツブラットの五十三頁を填め盡して居るのである。だが此の風はもつともつと著しく増加して行くものと豫見されるのであるが、過當の緊張に對しては戒める所がなければならぬ。——細目に迄互つて居る價格の統制と兩々手を携へて行はれて居るのは正確な商品の表示 (Warenbezeichnung) である。(第十一節の、特に二の(b)を參照)。現在では其の端緒は一九三九年九月八日の命令であつて、此の命令は普通營業條件についての其の或は存することあるべき「羈束力の宣言」(此の點については補遺の一の(b)を參照)の外に、「品質や表示に關する規定」(Güte und Bezeichnungsvorschrift)の羈束力の宣言をも規定して居るのである。

(3)、法律を以てする、若は行政上の方法に於てする固定の方向に向つての壓迫が益々強ければ強い丈それ丈、價格がまだ問題たるものであると云ふ感じは消失して行くのであつて、其の代りに「損害賠償」と云ふ形が姿を現はして來ることになる。あの「引受價格」と云ふ形態は云はゞ橋をかけると云つたやうなものであつて、とりわけ此の引受價格が「引受所」(Übernahmestelle)に由つて、權威的に且一方的に定められることの出來る場合に於て特に然りとするものである。それとは無關係に損

害賠償法にも多方面的な發達が差迫つて居る。今後の發達についての文書(Dokument)は二つの(既に補遺の二の(4)に述べてある)姉妹法である、人的損害令(Personenschädenverordnung)と物的損害令(Sachschädenverordnung)とである。けれども其の本來の活動の分野は、取引や供給や差押の市場に於ける出來事とは離れて存在するものである。されば是等の命令は有機的には次なる章の資料、即ち公の給付義務の資料と關係を有するものである。

差押制度や分配制度の範圍内に於ては中央的な法律は存在しないのであるが、併し若干の基本的方針は國給付法(補遺の二の(4)を參照)第二十六條以下に規定されてある。一般的な經濟的適應と新しい有機的の構造から生ずる不利益(制限)の爲には、廣く行互つて居る方式上原則として全然損害賠償と云ふものは與へられないものであることは、既に補遺の一の(a)に於て言及した通である。——特許せられ得べき發明の徵收の場合に於ける「相當の」損害賠償については補遺の四の(b)の(3)で既に述べた所である。

五、公の給付の義務並に勞力の配置

(a)、基本的現象

「全體的戰爭」(totaler Krieg)と云ふ基礎的立場から見ると(第二十節の三の(a)を參照)、特に、現代に於けるわれわれの生活が極度迄技術的なものとされ、また機械的なものとされて居るのに顧み

て、少くとも人的資源が決定的の意義を有して居るものであると云ふ認識(第二十節の三の(7))から見るときは、戦争に於ける役務の給付(Dienstleistung)と云ふ要求を以て人民全體に臨まなければならぬものであるのは明白である。之を沿革的に云へば其の端緒を成すもの前世界大戦當時の愛國補助勤務法(Gesetz über den vaterländischen Hilfsdienst)(緒論の(6)、第二十節の三の(7))、第二十九節の二の(b)の(3)である。此の法律からして平時に於て既に國勞働奉仕(Reichsarbeitsdienst)(第二十九節の二の(b)の(3))が分岐して居るのであるが、併し現象は此の人的半面の外に尙物的半面をも有するものである。且又こゝでは現象は前節の現象、即ち差押の現象と相觸接して居る。何となれば差押も亦既に述べた通り、靜止の状態からして差押へられた財貨の就役(Indienststellung)を招來する次第だからである。此の人的給付の義務と物的給付の義務との兩者は互にもつれ合つて居ることがあり得るのであつて、例へば農夫が獨り其の車輛を「需要所」(Bedarfsstelle)の爲に用意することを必要とするのみに止まらず、みづからも必要の輸送に際しては之を使用し、之を操縦することを必要とする場合に於けるが如し。

(b)、一般的の公の給付義務と云ふテーマは補遺の二の(4)で既に論じた、一九三九年九月一日の國給付法(Reichleistungsgesetz)に由つて大規模に持出されたものであつて、此の法律は實に一九三九年九月と云ふ月に於ける幾多の立法中にあつて一番新しい法律の一つたるもので、左に該當する殆どすべての者が第一條に由つて給付の義務あるものと宣言されて居るのである。「國の領土内の住民

(Bewohner)、國の領土内に存在する財産に關する限りに於て國の領土内に財産を有する國の領土内の住民以外の者、竝に獨逸國の船舶上に於ける獨逸國の國籍所有者は本法の定むる所に従つて給付を爲すの義務を負ふ。其の外、領土團體(Gebietskörperschaft)竝に國の領土内に成立せる團體(Körperschaft)及其の他の人的結社(Personenvereinigung)、營造物(Anstalt)、財團法人(Stiftung)及其の他の施設も亦給付の義務を負ふ」のである。次に物的規定と人的規定とで入り亂れて極めていろ／＼の給付の義務が、いろ／＼の順序で列擧されており、二つの一般的條項に由つて圍まれて居るのである(是等の一般的條項の條文は下に掲げてある)。だが給付の要請者たり、其の受領者たる者として義務者に對立して居るのは一體何人なのであるか。此の點に於て「需要所」と云ふ典型が設けられた。「需要所」は國軍の需要所(Bedarfsstelle der Wehrmacht)と(詳細は一九三九年十月十三日の告示にくわし)「國軍外に於ける需要所」(Bedarfsstelle ausserhalb der Wehrmacht)との二つの部類に分たれる。兩者の需要の競合する場合にあつては前者が優先的地位を占めるものであることは、殊更に明文を以て定めてある(第四條第一項)。其の全部を擧げて秩序的の手續中にしつらへてあつて、此の手續は、是亦「差押」を以て頂點とすることが出来るのである。「報償」(Vergütung)竝に「賠償」(Entschädigung)の問題も亦、既に(よしんば遺漏なく網羅し盡して居る次第ではないけれども)若干の顯著な條文中で捕捉されて居るのである。此の法律竝に其の或は存することあるべき施行令には、豊富な理論が連繫するものと思はれる。

第一の一般的條項(第三條の(b))に曰く、「給付義務者が營業、農業又は山林業の經營又は交通業の主體なるときは、特殊の經濟上の需要を充足するには、是が爲に特定せる需要所は、(1)、給付義務者が所有者たり、占有者たり若は主體たる動産及權利に關して一定の法律行爲を締結すること、(2)、給付義務者が所有者たり、占有者たり若は主體たる物及權利を特定の方法に於て行使し又は利用すること、(3)、一定の物を取得、貯藏、生産又は製造することを給付義務者に請求することを得」と。それから宿泊所の提供、給水所の利用、飼料及經營資材の交付、電流及ガスの要求、輸送の實行、航空機の爲にする幫助等諸般の事項が續いて居る。次に第二の一般的條項(第十五條)は、先づ「利用又は處分の爲に」需要所に引渡すことを必要とする物件として家畜、船舶通信機關及其他之に類するものを列擧した上、總括的に續けて、「其の他の動産及需要所の需要に役立つ物についての權利」と云ふ風に規定して居るのである。

損害賠償の規律は伸縮自在なものに構成されてある。其の根本に於ては被徵用者(Herangezogene)は報償又は損害賠償を請求することが出來ると云ふことが認められてあるのであるが、併し被徵用者自身が重大なる過誤の責に任じなければならぬ場合は別として、「給付が公平上無償を以て請求することを得るとき」、又は別の關係に於て、「給付義務者の經濟的給付能力上之に費用の負担を要求することを得るとき」には報償は與へられない(第二十六條)。此の手續を規律するに當つて「訴訟方法が除外された」ことは、既に補遺の(四)(a)で述べた通りである。

尙一定の經濟上の價值、とりわけ營業上若は其の他の經營などを働かせると云ふ給付義務の對照として、經營を休止せしめることが出來るものであると云ふことも考慮されて居る。此の處置は一九一四年乃至一八年當時にあつては或る程度の意義を有して居たものであるが、今日では今迄の所僅に兩三回此の處置の執られるのを見たに過ぎない。

例、一九三九年九月十六日の所謂最初の KILB (戰時賃金に關するもの)の第一條に曰く、「戰爭狀態の影響を受けて經營が休止、制限若は適應せしめられたるときは云々」。

(c)、勞力配置

「勞働法」の特に成熟して居る資料は、本書に於ては只其の大綱に於てのみ記述されて居るに過ぎないのであるから(緒論の(8)、詳細は第二十九節及び第三十節を參照)、戰時立法の開始されたことに因つて所謂人力の配置(Kraftverinsatz)なる事柄の強化されるに至つたことなども、細目に迄立入つて論究することは不可能である。事實上問題は強化と云ふことに外ならない(少くとも差當つた所では)。蓋し此の事柄に關しても平時から既に力強い準備作業が行はれて居た次第だからである。一九三八年以來行はれて居る立法の「特に國家政策的の意義を有する任務の爲にする人力の需要の充足の確保」と云ふ名稱からして既に、平時の「アウトタルキー」と云ふ旗印の下に既に是等の事項について、どれだけ眞剣に工作が行はれたものであるかと云ふことを明示して居るものである(第十九節の(三)の(5)、第二編の緒論、第二十九節の(四)を參照)。けれども敵對行爲の勃發するに當つて直ちにもう一度

遠く迄手を廻して一般的の授權をすることが必要であつた。されば一九三九年九月一日の命令は其の唯一の條文中で「國勞働大臣は勞力配置並に失業者救済に關する規定を、國家政策上の必要に適應せしむるの權を有す」と規定して居るのである。

同日國防參議院の署名を具へて職場の變更 (Arbeitsplatzwechsel) の制限に關する命令が公布されたのであるが、此の命令は明白に従來の規律に連繫して居るものである。勞力の分配は此の命令に由つて一段と厳しく統制されることとなつたのである。——一九三八年十月十五日の所謂緊急奉仕令 (Notdienstverordnung) も亦一九三九年九月十五日の第一次施行令に由つて加補された。此の「緊急奉仕」は正規の勞力の配置たるものではないのであつて、例へば堤防の決潰とか、洪水とか、又は其の他に類する「非常の緊急状態を克服する」場合に於ける奉仕の義務たるものである。さればこそまた戰時に於ては特に重大な意義を持つ次第であるのは當然のこと、云はなければならぬ。——尙交通に於ける緊急状態の克服に關する一九三九年九月十五日の命令をも參照。緊急状態の場合に於ける交通の迂廻等。

一九三五年の國勞働奉仕法 (第二十九節の二) の (b) の (4) を參照) も亦或る程度迄擴張された。特に女子青年をも有機的に包含せしめることに因つて擴張されたのである。一九三九年九月九日の新法文。既に數日以前には「勞働女子青年」 (Arbeitsmädchen) を力強く捕捉する九月四日と九月五日の二つの命令が先行して居るのである。そして後續の命令としては一九三九年九月二十九日の

總括的の命令が出て居る。之に由つて同時に一九三五年から一九三八年に至る迄の九つの從來の施行令が、二三の組織上の處分を除いて他は全部廢止されて了つたのである。

防空奉仕義務 (Luftschutzdienstpflicht) なるものは其の根柢に於て既に一九三三年に迄遡るものであつて、それ自體一つにまとまつた問題を成すものである。現在では一九三九年九月一日の第一次施行令がある。

是等の遠大な徵用處分 (Einberufungsmaßregel) は別として本來の勞働法は著しく其の拘束を緩和されるに至つた (Auflockerung erhalten)。此の立法上の過程は確にやつと其の最初の階段に在るものである。今迄に爲された所のものは、勞働法の若干の箇所についての間歇的の改造に過ぎない。此の場合倫理的に見て最も高い點は兵役に服する同胞の爲の世話である。兵役に服する同胞は決して其の職場を失ふものではないのであつて、勞務關係は引續き成立し、従業員 (Gefolgschaftsmitglied) は自分の方からは解約申入の權を行使することが出来るけれども、企業者の方では此の權を行使することは出来ないのである。そして勞務關係の經過中は「徵用 (Einberufung) の期間中は双方の權利義務は休止する」ものなのである。——また他の半面に於ては平時の關係にあてはめてあるいろいろの勞働保護に關する規定は、戰時に於ては完全に遵守することは不可能である。例へば八時間勞働制に關する有名な規定とか、勞働時間の其の他の規律は完全に遵守する譯にはいかないのである。此の點に於て事柄を將來の、まだ見通すことの出来ない状態に適合させる爲に立法者は部分的には勞働保護法

の或る層をみづから除外したし、また部分的には補遺の(一)(b)に於て擧げた白紙委任 (Blankovollmacht) を、高級の行政官廳に向つて行つたのである。

労働法の分野上に於ける規定の變更及加補に關する一九三九年九月一日の命令。更に別段の立法的形式を期待することが出来る。——戦争開始以前に於ける法律状態については第十六節の(三)を参照せられたい。

最後に賃金の問題に於ても間もなく新しい規律が行はれた。「戦時賃金」(Kriegslöhne)と云ふ標語は九月四日の戦時經濟令(補遺の二)(d)(1)を参照)に由つて與へられたものであつて、干渉は明確で且峻嚴である。曰く、「國労働管理官は國労働大臣の細目に互つての指揮に従ひ、直ちに労働に因る所得を戦争に因つて由來せしめられたる關係に適應せしめ、賃率規則(Tarifordnung)を以てして賃金、俸給及其の他の労働條件を、上方に向つての羈束的效力を以て確定す。云々」。其の目標とする所は、到底是認することの出来ない迄に適當に賃金の引上げられる弊害からして、賃金組織を淨化するに在るのであるけれども、併し「給付拂賃金」(Leistungslohn)の原則は墨守されてある。其の外暇に關する規定竝に合意も一時的に廢止した。此の新しい束縛の背後には峻嚴な制裁が存在して居るのである。

「時間外労働、日曜祝祭日労働、及夜間労働に對する増加賃金はもはや支拂ふべからず」(第八條第三項)と云ふ規定は誤解を喚起したのであるが、併し此の誤解は直ちに解明することが出

來たのであつた。世間の人の中には、今後は「時間外の時間」(Überstunden)については、全然もはや賃金を支拂ふべきものではないのだと云ふやうに考へた者もあつたのであるが、立法者は「割増賃金」(Zuschlag)、即ち通常の時間拂賃金(Stundenlohn)を越える額を支拂して居るものであることは素より言を俟たない所である。一九三九年十月十一日の施行令、一九三九年十月十二日の施行規則等。——作業賃金の一般理論については第十一節の二)(c)(3)、第三十節の二)(a)、第三十節の二)(d)(2)を参照せられたい。

六、敵國に對する經濟戰

(a)、發足點

經濟戰(Wirtschaftskrieg)とは何を指すものなのであるかと云ふことについての觀念は、すべて一九一四年乃至一八年の經驗に其の端を發するものであつて、此の經驗は本書の第二十節の始めの所で略述して置いた次第であるが、素より今日では當時に於けるとは異つて「經濟戰」と云ふ此の現象は十分に認識されて居るのであつて、獨り思想的に行互つて居るのみに止まらず、多くの處分に由つて實際的にも準備されて居る次第であるが、尙此の現象は「アウトタルキー」の思考過程や實際上の處分と密接に接觸して居るのである(第十九節を参照)。

惟ふに經濟戰なるものは徹頭徹尾事實上の現象なのであつて、法律とは只所々で接觸して居るに止

まるものである。それにも拘らず經濟戰の諸般の現象を兎に角法律の基盤の上に持つて來やうと云ふこの傾向は注意に値するものがある。かくの如き傾向は、此の戰爭遂行の「第二の」方法 (Tantre guerre) にして若し直ちに無拘束に、且全然法律的制限なしに遂行され得るものとするならば、一切の文化や道義は地に墜ちて了ふであらうと云ふ、高く評價せらるべき根本的感情から出て來て居るものである。實際の話軍事上の戰爭ですらも慣例か又は國際間の條約に基く或る種の制限的緩和的な法律の規定の適用を受けるではないか。さればこそ益々以て苟も國家にして軍事か經濟かの二つの分野の何れか一方の上に於てのみたりとも法を蔑視し、之を無視する者となつて了ふに於ては、歴史と云ふ審判の前には弾劾せられざるを得ないであらう。

經濟戰の進撃方向 (Stosrichtung) は次のやうに區分することが出来る。第一の進撃方向は相手國民の食糧の基礎を目標とするものであつて、軍事の世界からは相去ること最も遠く、畢竟するに「軍人」とか又は其の他の「武装者」を目標とすることを全然止めてしまふばかりでなく、結局饑餓の被害者たるべき者の間に區別を立てることが出来ると思はば、寧ろ國民中の非武装者や寄る邊なき者、即ち婦女子や兒童を専ら目標とするものである。従つて人道的精神は文化のまだ開けない遠い昔から、此の第一の進撃方向を主として要塞、即ち軍事上の中心點に制限して來たものであつて、十九世紀の完備した技術上の環境を利用して此の恐るべき戰爭手段を包圍圈内に在る國民の全部に對して假借する所なく適用したのは、實に一九一四年乃至一八年當時の世界大戰に於ける英佛兩國の戰術に限られる

ことである。——第二の進撃方向は相手國の工業上の基礎を目標とするものであつて、缺くべからざる原料を抑留することに因つて、現實の意味に於て國民中の人的要素を「干し上げる」と同じ精神で、工業的經營や之に類似の經營をすつかり「干し上げて了」はうと云ふのが其の主意である。——第三の進撃方向は相手國の經濟機構の全部を目標とするものであつて、輸出入間の均衡を妨害することに因り、乃至はまた内國に於ける秩序的均衡を妨害することに因つて、經濟上の均衡を狂はせて了ふことを主意とするものである。即ち時計の細工は一舉にして滅却して了ふ譯にはいかないのであるから、次を逐ふて次第に力強く、其の何れの部分に存するものたるを問はず一つ一つの齒車を停止させて了はうと云ふのである。

經濟戰はそれが海上で行はれるか、それとも陸上で行はれるかに従つて、其の自然の状態の異なるに應じてそれ／＼別個の方式を執ることとなるのであつて、之を法律的に界限しやうと云ふ試みも亦特異な分れかたをして居るのである。

軍事上の戰爭に至つては本書に於て論ずる限りではない。「經濟戰」の政治的技術的半面と雖、只それが法律的の試みを理解するのに必要である程度に於てのみ、論及することが出来るに過ぎない。

(b)、一九一四年乃至一九一八年の前世界大戰當時の回顧

今始まつたばかりの經濟戰は現在の所では將來の見通しと云ふものは全然つかないことであるから

精神的の方針と實際上の豫防手段とは、只是迄の所で史上唯一の先例である一九一四年乃至一八年當時の模様を照して、規整することが出来るに過ぎない。所で極く自然の儘の發足點はと云ふと、人命と私有財産とは尊重することを必要とし、只戦争がそれを絶對的に必要とする場合でなければ之に手を加へることは出来ないものであると云ふことであらねばならず、また今後もさうであるに違ひないのである。所が一九一四年乃至一八年當時にあつては獨逸の敵國は、戦争が勃發すると間もなく此の戦争道德のイロハに違反し、其の後次を逐ふて益々違反の程度を大にして行つた。かくの如き措置が前世界大戦勃發當時に於ける文明國國民の間に承認されて居る法律觀念に照らして、一つの法律違反たるものであることは、疑を容れない所であつた。獨逸國民は徹頭徹尾防禦の態勢に在つたのであつて、従つて經濟戰に屬する獨逸國の法律や命令は、すべて報復的處分たるの性質を有して居たに過ぎない。

之を文書に表明したものは、第二十節の(二)に擧げてある一九一五年の當時の外務省の覺書に結晶されて居る。國際法上確定された條文も亦同所に記載されてある。

當時の等級は簡略にし、教訓的に尖鋭化して之を次の如く表示することが出来る。(1)、敵國の國民との取引の禁止。例へば一九一四年九月二十七日のフランスの命令第一條に „A raison de l'état de guerre et dans l'intérêt de la défense nationale, tout commerce avec les sujets des empires d'Allemagne et d'Autriche-Hongrie ou les personnes y résidant, se trouve et demeure interdit“ (戰

争状態の存在するに因り、且國の防衛の利益上獨逸帝國並にオーストリア＝ハンガリア帝國の臣民及是等の國に滞在居住する者との一切の取引を禁止す) (Dalloz, Guerre de 1914, 1. Vol. S. 165) とあり。また一九一四年九月九日のイギリスの宣言には禁止された取引を一々列擧して居る(金錢の支拂、商品の引渡、有價證券の發行等の如き)(覺書十六頁に印刷してある)。——(2)、敵國人たる外國人に對して爲すことを必要とする支拂の、國家又は信託業者の手に於てする保管の爲の横取 (Aufhang)。一九一四年十月三十日のフランスの内閣通牒 (Circulaire ministérielle) (Dalloz, 2. Vol. S. 35)。——(3)、敵國の財産差押並に供託局 (Sequestre) への引渡。フランスに於ける敏速な發達の場合に於ける取引の禁止との辨證法的連繫は注目し値するものがある(覺書百十六頁以下)。是が國際法上承認された私有財産の神聖に牴觸するものであることは、此の場合明白であつた。——(4)、差押を特許權に迄も及ぼすこと。此の場合にあつては「許可」(license)を與へて其の代償として支拂はれる金額を「保管」するのは「信託業者」の自由であつた。——(5)、戦争後に於ける終局的決算の爲に、かやうに拘束された財産價值のすべてを擧げて「動産質」(Faustpfand)として集結すること。是は當初からしてイギリスの目標だつたものであつて、例へば敵國との取引に關する一九一四年十一月二十七日の加補法 (Ergänzungsgesetz) (覺書二十八頁)の如きは「敵國」宛の金錢の收納と關聯して居る(前掲(2))。曰く、「……かくの如き敵國の金錢並に其の他の或る種の財産をば、平和締結の際行はるべき合意を斟酌して保存する爲云々」。

——(6)、加補的に付け加はつたのは、商事會社の國籍 (Nationalität (Staatszugehörigkeit)) の検査であつて、是は場合に由つては前掲の處分を以て是等の會社に臨む爲である。此のことは法律上の點に於ては、特に込み入つた一章であることを示した。國籍を決定するのは、會社の本據の所在地か、取締役の國籍か、株式資本の多數を所有して居る者の國籍かと云ふことになつて居る。

當時の參考書を回顧的に總括して評價して居るのは、Dr. Hesse, Der Kriegswirtschaftliche Gedanke (Schriften zur Kriegswirtschaftlichen Forschung) 1935. ——當時の同時代的參考書としては、Internationales Kriegs-Handelsrecht, 1. Heft England, 2. Heft Deutschland, 3. Heft Frankreich, herausgegeben von den Ältesten der Kaufmannschaft Berlin, 1916. ——資料に精神的に著しく手を入れて居るのは、當時のオーストリアの司法大臣であるフランツ・クラインの著書 (Franz Klein, Der wirtschaftliche Nebenkrieg, 1916) である。——通俗的な記述としては、Otto Jönlinger, Der britische Wirtschaftskrieg und seine Methoden, 1918. ——Arthur Curti, Handelsverbot und Vermögen in Feindesland, 1916 ; 並に Der Handelskrieg von England, Frankreich und Italien gegen Deutschland und Österreich-Ungarn, 1917. 此の二つの書物は何れも「中立的の記述」たるものと稱せられて居る。

經濟戰の最高峰を成すものは封鎖 (Blockade) である。此の封鎖と云ふ語は元來港灣を閉鎖すると云ふこと、即ち海戰の經濟的半面について使用されたに過ぎなかつたものであるが、一國の國民の全部を悉く干し上げて了ふと云ふことを標榜するに於て、今度は陸戰上にも移入されるやうになつた。それが國際法の明文に反するものであることは、一九一四年當時に明白にされた所であつて、其の使用された方法は、「戰時禁制品」(Kontrabande, 今では Banngut と稱す) の法律概念を非常に擴張して、結局欲求されて居たのは眞理であるのに、恰も欺瞞が欲求されて居たのであるかの如き結果に立至らしめたものである。

歴史上の發足點は第二十節の(二)に援用してある一八五六年のバリ海上法宣言の原則であつて、之に依ると、本來中立の國旗は其の船舶に積載されてある貨物を保護するものであるけれども、「戰時禁制品」は保護されないものであつて即ち少くとも其の敵國に仕向けられてある場合にあつては、之を拿捕することが出来るのである。だがそれでは戰時禁制品とは一體どう云ふ物なのであるか。其の中に絶對的戰時禁制品 (absolute Kontrabande) と相對的戰時禁制品 (relative Kontrabande) (現在我が國の法律語としては、unbedingtes Banngut に bedingtes Banngut と云つて居る) との間に區別を立てることが發達して來た。此の二つの概念は極めて精確であることを要求したので、一九〇九年にはロンドンの海上法宣言が行はれ、參加諸國の代表者は全部 (獨逸、イギリス、フランスも其の中に含まれて居る) 決議録に署名したのであつた。成る程形式的の「批准」は行はれなかつたけれども、一九一四年世界大戰勃發當時にあつては此の一九〇九年の宣言は

必然的に法律的基础として評價されなければならなかつたのであるし、實際また法律的基础として評價されたものであつたのであるが、少くともイギリスが「戦時禁制品」の概念を忽ちの間に擴張し、益々其の範圍を擴め、竟には明白に獨逸國民の全部を干し上げることを目的として、獨逸國（又は其の同盟國）に仕向けられた貨物の殆ど全部に迄も「戦時禁制品」の概念を擴張した結果として、凡そ法律的地盤と云ふものは一切故意に抛棄されて了つたのであつた。

(c)、一九三九年の經濟戰の開始

近年に至つて軍事上の戰爭にはどの程度迄正式の宣戰（formale Kriegserklärung）が必要なのであるかと云ふことが、問題となるやうになつた。一九三九年當時にあつても亦さうである。ましてや經濟戰にとつてはかやうな正式の總括的豫告はまるで豫見されなかつた次第であるから、經濟戰の開始は出し抜けに、若干の不規則な處置に由つて行はれ、唯一の行爲に由つて行はれたものではなかつた。況んや其の際に使用された法律的資料に至つては一層不確なものがあり、法律や命令は只其の個々の投影に於て開始せられつゝある經濟戰の全貌を反映して居るに過ぎないのである。以下に擧げてある特色は今迄に顯著となつた所のものであつて、之を全體として觀察するに於て將來の法律的行動にとつても基礎を成すものと云つて差支あるまい。

(1)、外國人の一般的地位

開戰後直ちに行はれるのは、最初はまだ十分はつきりと特色を發揮することはしないけれども、兎

に角中立國民と敵國民との間に區別を立てることである。

最初の發足點から云ふと（獨逸流の法律の見解に依ると）、兩者共法律上承認され、且法律上保護されて居る者たることを失はないのであるが、併し嚴重な（警察的の）届出主義の下に置かれる。即ち國届出法（Reichsmeldeordnung）の追加的規定に關する一九三九年九月六日の命令の如し。次に一九三九年九月五日の命令に於ける差別的取扱がある。此の命令ではとりわけ、「敵國民」につき其の他の「外國人」と異り、「隔離所へ收容」（Unterbringung in Internierungslagern）することを得るものと規定してあるのである。

外國人はどの程度迄國給付法（Reichleistungsgesetz）の基礎に基いて徵用することが出来るものであるかと云ふ問題は、まだ残りなく闡明されないで居る。補遺の五の(b)に援用してある、非常に廣い構文である第一條の前文とは異り、第二十八條は「國際條約並に國際法上承認せられたる原則に基き免除の成立して居る場合には」、「外國民」につき一般的の徵用免除を規定して居るのである。即ち此の場合にあつても法への信條は明瞭に現はれて居るのである。

(2)、國際的協約

國際的協約は原則として其の效力を保有するのであり、特に中立國に對して然りとす。例へば通商條約又は其の他の經濟協約の如し。

けれども例へば國際カルテル（第三十五節の二の(e)を參照）、國際商業會議所（第三十二節の

(五)を参照) 及其の他の如き多くの施設は、當然の事理として著しく動搖させられ、其の結果として其の存續が不確實となるに至つた。

(3)、敵國の財産に對する干渉(差押)

此の點にかけては一九一四年當時と同様イギリスは開戦後直ちに假借する所なき處置を執つたのであるが、是等の處分は今日既に本節の(a)の末尾に記載した等級のすべてと關係するものである。

差當つての基礎たるものは、一九三九年九月十八日の敵産管理令 (Enemy Property and Money Custodian Order, Treuhänder-Verordnung für Feindigentum) である。其の根柢となつて居るのは對敵取引法 (Trading with the Enemy Act) 並に其の中で商務院 (Board of Trade) に與へられてある授權である。其の内容は特に、金錢にして敵國に向け、又は敵國の利益の爲に支拂はるべきものは、所管の信託業者に引渡すことを必要とするのであり、敵國の財産は先づ極めて精確に信託業者に届出ることを必要とする。信託業者への其の後の引渡は、商務院の命令に留保される。會社や商店の外國人たる社員組合員の審査も既に行はれた所である。

(4)、捕獲に關する法規

捕獲に關する法規 (Prisenrecht) は立法上の行爲又は類似の政府の行爲に由つて、既に著しく發動させられて居る。此の場合中心點に位するものは中立者である。一九一四年當時に於けると同様イギリスが法律的に假裝された辨證法的方法で、中立國の國民を間接に直接に經濟戰の網の中に羅致しや

うとしつゝあることは、恰も此の點に於て現在既にはつきりと現はれて居るのである。

此の方式は今日でも戦時禁制品の目録を一方的に作成することに由る戦時禁制品の目録の極端な擴張である。目録には例へば一切の食糧品、種子、被服及被服の材料をも絶對的の禁制品として宣言し、従つて中立國の船舶と雖もかくの如き貨物を獨逸國に輸送することは全く禁止される次第である。獨逸は此のイギリスの「布告」(Royal Proclamation) に對抗して其の公布した計りの拿捕法 (Prisonordnung) (補遺の(1)の(c)の(6)に於て述べた) を改正して之に應酬した。其の冒頭に曰く、「獨逸國政府は爲し得る限り平和の海上取引を愛護せんが爲に努力して、一九三九年八月二十八日の獨逸國拿捕法中にては敵國の領土又は敵國の軍隊に仕向けられたる物件並に原料にして直接陸上、海上及空中の戦闘に役立つもののみを絶對的の禁制品たるものとして宣言したる次第なるも、イギリス政府が此の範圍を遙に超ゆる絶對的戦時禁制品の目録を作成したる上からは、獨逸國政府も亦絶對的戦時禁制品の範圍を同様に擴張することを餘儀なくせらるゝものと解する次第なり」と。

此の點に於て、主としては國際法的なるものであるが其の效果に於ては經濟法的でもある全然獨立した法域が發達しつゝあるものである。こゝに注意すべきは、中立諸國も亦戰爭上の處分の直接又は間接の壓迫の下に、己れの經濟を維持する爲幾多の法律や命令を制定公布することを餘儀なくされて居ると云ふことである。

(5) 内面的の防禦

軍事上の戦争に於て、戦線で鉾を交へつゝある軍隊の背後に全國民の存在して居ると同じやうに「第二の戦争」たる經濟戰の場合にあつても對外接觸面の背後には獨逸國民經濟の總體が存在するものである。此の國民經濟の準備は全然一九一四年當時の比ではない。惟ふに本書は其の全部を擧げて獨逸經濟法の誇らかな力強い建設に献じてある次第であるが、本書に包含されて居る一切の事項は平時の状態の爲に費されてある大きな部分に於ても、はたまた補遺の部分に於ても、建設意思と明確な秩序との一つの好模範として全世界の前に立ち現はれるものである。それは「戦争の可能」(Notwendigkeit) (第二十節の三の(a))に於て、勢力の構成 (Kraftgefuge) に於て、決して一番些細な要素たるものではないのであつて、寧ろ闘ひつゝある國民に其の生活權を保全する所以なのである。他日獨逸の經濟法が他國の國民の經濟法と穩かに手を握り、互に相睦み、相補ひ合ふ日の再び來らんとは、獨逸國に於けるすべての法曹の固く期待して止まない所なのである。

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正一〇、一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、三	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及うえゝるすノ警察
第九號	二、七	復讐ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	二、一〇	英國ノ判事及ますた論
第一三號	二、一一	英佛ノ辯護士法制
第一四號	二、一二	獨逸ノ辯護士法制
第一五號	二、一三	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一六號	二、一四	辯護士倫理
第一七號	二、一五	獨逸國調停法草案及同理由書
第一八號	二、一六	英國監獄制度
第一九號	二、一七	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	大正二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概観
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用者委員會並ニ勞働者及調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	三、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、一一	司法制度改良論
第三三號	三、一二	獨逸新經濟法
第三四號	三、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)

第三五號	大正三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(英國及瑞西之 部)	第四九號	大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號	一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諾威 之部)	第五〇號	一三、八	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號	一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつ とらんとニ於ケル刑事手續	第五一號	一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所 ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號	一三、二	佛國借家借地法	第五二號	一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所 ノ部 其二、州裁判所及檢院官裁判 所ノ組織)
第三九號	一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀 之部)	第五三號	一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシ テノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號	一三、三	佛國監獄制度及同職命令	第五四號	一三、〇	佛國商事裁判制度
第四一號	一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號	一三、〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑 事手續ニ關スル法令
第四二號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(澳洲之部)	第五六號	一三、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシ テノ英國高等法院及其他ノ上級裁判 所ノ組織)
第四三號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號	一三、二	獨逸國勞務契約法案及評論(附)佛 國勞務法正文
第四四號	一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴 制度	第五八號	一三、三	米國少年裁判法
第四五號	一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官 ノ地位(附)司法行政機關)	第五九號	一三、三	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケ ル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲 裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ 關係)
第四六號	一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケ ル起訴官廳及辯護士ノ地位)	第六〇號	一四、一	不定期刑言渡ノ制度
第四七號	一三、六	瑞西辯護士法	六一號	一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號	一三、七	露西亞事情	六二號	一四、二	英蘭刑事訴訟審判及巡回裁判所ニ於 ケル訴訟記録

第六四號	大正三、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號	大正三、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號	一四、三	獨逸國後見制度(後編)	八一號	一四、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號	一四、四	刑ノ執行豫豫制度	八二號	一四、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホル ニヤ州ノ裁判制度)
第六七號	一四、四	假釋放	八三號	一四、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號	一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行 刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ 處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議 議事録	八四號	一四、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書 (各論篇)
第六九號	一四、五	諸國ノ刑法草案	八五號	一四、五	陪審制度視察報告書集(附)がるそ ん教授述陪審制度論
第七〇號	一四、六	英國司法警察論	八六號	一四、五	刑罰に關する制度(其三)
七一號	一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑 法上ノ處遇	八七號	一四、六	正義と貧民(其一)
七十二號	一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所 ノ實務(第一篇)	八八號	一四、七	正義と貧民(其二)
七三號	一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關 スル省取調委員會報告書(附)金山 檢事宇野判事視察報告書	八九號	一四、七	刑罰に關する制度(其四)
七四號	一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號	一四、八	刑罰に關する制度(其五)
七五號	一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所 ノ實務(第二篇)	九一號	一四、九	英國に於ける警察裁判所
七六號	一四、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢 事鈴木判事視察報告書	九二號	一四、九	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所 ノ實務(第三篇)
七七號	一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號	一四、九	刑罰に關する制度(其六)完
七八號	一五、〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政 治、行政及び司法制度の概観)	九四號	一五、〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關 する省取調委員會報告書 第二卷 (其一)
七九號	一五、二	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書 (總則篇)	九五號	一五、〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
			九六號	一五、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
			九七號	一五、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の 組織及權限)

第九八號 大正二、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一一五號 昭和三、八	チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第九九號 〃 二、三	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號 〃 三、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號 昭和三、一	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號 〃 三、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號 〃 三、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號 〃 三、〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號 〃 三、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號 〃 三、〇	チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號 〃 三、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)	第一二〇號 〃 三、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號 〃 三、三	司法ニ關スル法制	第一二一號 〃 三、二	賭博に關する調査
第一〇五號 〃 三、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一二二號 〃 三、三	佛國の檢察制度
第一〇六號 〃 三、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一二三號 〃 三、三	フレデリック・バイウオーターズ及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇七號 〃 三、四	保安處分	第一二四號 〃 三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號 〃 三、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二五號 〃 三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號 〃 三、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二六號 〃 三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號 〃 三、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第一二七號 〃 三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號 〃 三、六	單獨判官と司法官制	第一二八號 〃 三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號 〃 三、七	國際行刑會議報告書集(三)	第一二九號 〃 三、六	佛國裁判所の構成ニ關スル法令
第一一三號 〃 三、七	國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號 〃 三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號 〃 三、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察		

第一三一號 昭和三、九	ソヴイェット露西亞の法制(前篇)	第一五一號 〃 五、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號 〃 三、〇	ソヴイェット露西亞の法制(後篇)	第一五二號 〃 五、五	佛國民商事裁判管轄
第一三三號 〃 三、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號 〃 五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號 〃 三、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號 〃 五、七	獨逸刑法及び行刑法施行法草案
第一三五號 〃 三、二	治安判事論	第一五五號 〃 五、八	獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書
第一三六號 〃 四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號 〃 五、九	國際行刑會議報告書集 五
第一三七號 〃 四、二	刑の量定(前篇)	第一五七號 〃 五、〇	國際行刑會議報告書集 六
第一三八號 〃 四、三	刑の量定(後篇)	第一五八號 〃 五、二	國際行刑會議報告書集 七
第一三九號 〃 四、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號 〃 五、三	德川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號 〃 四、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號 〃 六、一	少年保護司指針
第一四一號 〃 四、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號 〃 六、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號 〃 四、七	德川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號 〃 六、五	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號 〃 四、八	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號 〃 六、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號 〃 四、九	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號 〃 六、八	佛國司法制度(前篇)
第一四五號 〃 四、〇	ソヴイェット露西亞民法(前篇)	第一六五號 〃 六、九	佛國司法制度(後篇)
第一四六號 〃 四、二	ソヴイェット露西亞民法(後篇)	第一六六號 〃 六、〇	德川禁令考後聚(第四帙)
第一四七號 〃 四、三	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號 〃 六、一	支那歷代刑事法思想(上卷)
第一四八號 〃 五、一	ソヴイェット露西亞刑法	第一六八號 〃 七、二	支那歷代刑事法思想(下卷)
第一四九號 〃 五、二	ソヴイェット露西亞裁判所構成法刑事訴訟法行刑法		
第一五〇號 〃 五、三	英米獨佛の手形法及小切手法		

第一六九號	昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	七、六	德川禁令考(第一帙)
第一七一號	七、八	刑事事件集(附)刑事事件取扱小手引
第一七二號	七、〇	ソヴィエト法の理論
第一七三號	七、三	德川禁令考(第二帙)
第一七四號	八、三	德川禁令考(第三帙)
第一七五號	八、五	民事事務修習の栞
第一七六號	八、八	德川禁令考(第四帙)
第一七七號	八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(一)
第一七八號	八、〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(二)
第一七九號	八、二	捜査事務に就て
第一八〇號	八、三	德川禁令考(第五帙)
第一八一號	八、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	八、二	犯罪生物學原論
第一八三號	八、四	德川禁令考(第六帙)
第一八四號	八、五	ナチスの刑法(ブロンヤ邦司法大臣 の覺書)
第一八五號	八、七	ブロンヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂
第一八六號	八、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	八、九	德川民事慣例集(人事の部) 時代民事慣例集
第一八八號	九、〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草 案(總則)並にポーランド改正刑法 及ポーランド違警罪法
第一八九號	九、二	取締法規違反の定型(附)特別刑法 に於ける犯罪主體と刑罰主體の異な る場合の歸納的觀察
第一九〇號	九、三	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡 宣告猶豫及假釋放に関する調査
第一九一號	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨 逸刑法典(附録重要附屬法令)
第一九二號	一〇、二	德川民事慣例集(不動産の部)
第一九三號	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九四號	一〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一九五號	一〇、五	ポーランド新民事訴訟法(一九三三 年)
第一九六號	一〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一九七號	一〇、七	ソヴィエト・ロシアは犯罪を克服 する
第一九八號	一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪 法院條
第二〇〇號	一〇、一〇	一九一二年 第二回 海牙萬國手形 法統一會議議事錄
第二〇一號	一〇、一〇	一九一二年海牙に於ける偽造手形及 約束手形に於ける審査委員會會議記 録

第二〇二號	昭和一〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	一〇、三	ユーゴスラウキヤ新民事訴訟法
第二〇四號	一一、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	一一、一	德川民事慣例集 不動産の部(上)
第二〇六號	一一、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	一一、三	伊太利刑法典報告
第二〇八號	一一、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第二〇九號	一一、四	佛國民事訴訟法改正草案
第二一〇號	一一、四	米國に於ける指紋採取法(附)沃度 を以て檢出したる潜在指紋の定着方 法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程 並指紋分類規程及同規程附表
第二一一號	一一、五	ナチスの法制及び立法綱要(刑法及 刑事訴訟法の部)
第二一二號	一一、五	英國の刑事裁判
第二一三號	一一、六	德川民事慣例集 不動産ノ部(下)
第二一四號	一一、六	個人主義的國家概念と法人國家
第二一五號	一一、七	獨逸刑法提要(下)
第二一六號	一一、八	德川民事慣例集 訴訟ノ部
第二一七號	一一、九	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行 刑制度改正について
第二一八號	一二、〇	新獨逸刑法に對する國民社會主義的 總論(第一部)
第二一九號	一二、二	民事司法の疾患外三篇
第二二〇號	昭和一二、二	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二二一號	一二、三	德川裁判事例(刑事ノ部)
第二二二號	一二、三	一九三〇年獨逸國株式會社法及 株式合資會社法草案並に說明書 一九三一年九月獨逸國株式會社 法改正に關する緊急律令
第二二三號	一二、一	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並に刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書
第二二四號	一二、二	獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨 逸辯護士法條文
第二二五號	一二、三	佛國法學通論
第二二六號	一二、三	初等英法教科書
第二二七號	一二、四	フランス、ドイツ及イギリスに於け る裁判所と判事
第二二八號	一二、四	第十一回國際刑法及び監獄會議關係 論文集
第二二九號	一二、五	滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新 刑事訴訟法典同草案
第二三〇號	一二、六	獨逸刑事判決の作成
第二三一號	一二、七	新法律學の基本問題
第二三二號	一二、八	清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小 山豐太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件 記録
第二三三號	一二、九	滿洲帝國民法典
第二三四號	一二、一〇	將來の獨逸刑法(總則)
第二三五號	一二、一三	滿洲帝國商事法規

第二三六號	昭和二三、一	將來の獨逸刑法(各則)上 刑法委員會事業報告
第二三七號	二三、二	滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法
第二三八號	二三、三	將來の獨逸刑法(各則)下 刑法委員會事業報告
第二三九號	二三、四	一九三七年獨逸株式法律由書
第二四〇號	二三、五	法律家たるの適性に就て(法律家特 に判事の職務に就いての心理學的考 察)
第二四一號	二三、六	一九三七年獨逸國司法官試補指導者 會議錄
第二四二號	二三、八	株式會社貸借對照表論(上)
第二四三號	二三、八	株式會社貸借對照表論(下)
第二四四號	二三、九	獨逸に於ける試補養成上の諸問題
第二四五號	二三、〇	戰爭と犯罪
第二四六號	二三、二	一般條項への逃避及び獨逸大審院と 利益法學
第二四七號	二四、一	イエーナに於ける檢事並に刑事裁判 官の刑事法講習、外法曹教育に關す る論文三篇
第二四八號	二四、二	商標法
第二四九號	二四、三	商標に關する法律の史的基礎
第二五〇號	二四、三	保險關係論集
第二五一號	二四、四	評議の秘密
第二五二號	二四、五	社會と監獄
第二五三號	二四、六	豫審の問題
第二五四號	昭和二四、六	將來の獨逸刑事訴訟手續(上) 刑事訴訟法委員會報告
第二五五號	二四、七	裁判官による契約の修正
第二五六號	二四、八	將來の獨逸刑事訴訟手續(中) 刑事訴訟法委員會報告
第二五七號	二四、九	間諜行爲
第二五八號	二四、〇	佛蘭西刑法典 (附)獨逸裁判所構成法・刑事訴訟法 中改正法文
第二五九號	二四、二	裁判所構成法註釋 並裁判所構成法議事速記錄
第二六〇號	二四、二	將來の獨逸刑事訴訟手續(下) 刑事訴訟法委員會報告
第二六一號	二四、三	スイス債務法
第二六二號	二五、一	瑞西統一新刑法典
第二六三號	二五、二	獨逸裁判所に於ける刑の量定の實際
第二六四號	二五、三	獨逸に於ける價格關係の 諸問題(其一)
第二六五號	二五、四	民事訴訟に於ける證據法上の根本問 題
第二六六號	二五、五	情況證據の原理(上)
第二六七號	二五、五	戰爭と犯罪
第二六八號	二五、七	伊太利民事訴訟法豫備草案報告
第二六九號	二五、八	各國現行行刑制度
第二七〇號	二六、六	中華民國臨時政府民法親族相續編修 正案

第二七一號	昭和二六、六	ホーへ編司法精神學綱要(上)
第二七二號	昭和二六、九	情況證據の原理(下)
第二七三號	昭和二七、一	徳川時代裁判事例(續刑事ノ部)
第二七四號	昭和二七、二	一九三一年獨逸民事訴訟法草案批評
第二七五號	昭和二七、四	ヘーデマン獨逸經濟法綱要(上)
第二七六號	昭和二七、四	犯罪と其の鎮壓
第二七七號	昭和二七、九	印度刑法
第二七八號	昭和二七、九	國際海上賣買法上の比較法學的考察
第二七九號	昭和二七、九	獨逸經濟刑法經濟に於ける秩序罰
第二八〇號	昭和二七、九	英國刑事法要論
第二八一號	昭和二七、一〇	ヘーデマン獨逸經濟法綱要(下)

145
54

Vertical text columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is extremely faint and illegible due to the low contrast and grain of the paper.

終

日本標準規格A列五號